

清瀨市障害者計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

【案】

令和6年1月

清 瀨 市



## ・市長メッセージ



# 目 次

第 1 部 総論 .....	1
第 1 章 計画の策定にあたって .....	3
1. これまでの流れと計画の改定に向けて .....	3
2. 近年の流れ .....	4
3. 障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の位置づけ .....	6
4. 計画の対象 .....	7
5. 計画の期間について .....	8
第 2 章 清瀬市の障害のある方の現況と課題 .....	9
1. 清瀬市の人口 .....	9
2. 障害のある方の現況 .....	10
3. 障害のある方をささえる清瀬市のしくみ .....	16
4. 一般会計決算(予算)における障害福祉費 .....	18
5. サービス整備状況 .....	18
6. 障害のある方のご意見 .....	22
第 2 部 障害者計画 .....	33
第 1 章 基本理念 施策の体系 .....	35
1. 計画の基本理念 .....	35
2. 基本理念を支える3つの考え方 .....	36
3. 障害者計画の体系 .....	37
第 2 章 施策の展開 .....	39

第 3 部	第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)	51
第 1 章	重点施策と成果目標	53
1.	第6期障害福祉計画(令和3～5年度)の数値目標の達成状況	53
2.	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における重点項目	58
3.	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)の成果目標	59
第 2 章	障害福祉サービス等の充実(第7期障害福祉計画)	67
1.	訪問系サービス(介護給付)	67
2.	日中活動系サービス(介護給付・訓練給付等)	69
3.	居住系サービス(介護給付・訓練給付等)	72
4.	相談支援	73
第 3 章	障害児支援の充実(第3期障害児福祉計画)	75
1.	障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等	75
2.	発達障害者に対する支援	77
第 4 章	地域生活支援事業	79
1.	サービスの内容	79
2.	第6期の実績と第7期の見込み	81
3.	第7期のサービス見込み量を確保するための方策	83
第 4 部	計画の円滑な運営に向けて	85
1.	計画の円滑な運営に向けて	87
第 5 部	資料	91
1.	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱	93
2.	計画策定委員会委員名簿	94
3.	計画策定委員会開催概要	95
4.	パブリックコメントの実施	95
5.	用語解説	96

# 第1部

## 総論





# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. これまでの流れと計画の改定に向けて

本市では、平成30年3月に「清瀬市障害者計画」を、令和3年3月に「清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「共生社会の実現」を基本理念として、障害福祉施策の推進と、障害福祉サービス等の提供体制の構築に取り組んできました。

国においては、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、その後、国連が採択した「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の批准に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立し、平成24年10月に施行されました。

平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれ、さらに、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、新たなサービス提供体制として平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。目的規定において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする新たな基本理念が法律に規定されました。

そして障害者の範囲に難病等が加わり、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立、平成28年4月に施行され、平成28年6月には児童福祉法の一部改正により、全国の都道府県及び市町村において、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市では、令和5年度で現行の「清瀬市障害者計画・清瀬市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が終了となることから、障害者制度改革の動向や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの「清瀬市障害者計画」及び令和6年度から令和8年度までの「清瀬市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。

## 2. 近年の流れ

平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害者自立支援法」の成立(平成 18 年 4 月施行) <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害福祉サービス提供主体を市町村に一元化。</li> <li>…障害種別(身体・知的・精神)に関わりなく福祉サービスを共通の制度で提供。</li> </ul> </li> </ul>
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害のある人の権利に関する条約(障害者権利条約)」が国連総会において採択 <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害者の尊厳と人権、基本的自由を尊重し、障害者の権利の実現のための措置等を規定。</li> </ul> </li> <li>◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>…建築物と交通施設におけるバリアフリー施策を総合的・一体的に推進。</li> </ul> </li> </ul>
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>…「発達障害」を福祉サービスの対象とする。</li> <li>…福祉サービスの自己負担を「応益負担」から「応能負担」へ(平成 24 年 4 月施行)。</li> </ul> </li> </ul>
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害者の定義に「発達障害」を含むことを明記。</li> <li>…国連の「障害者の権利条約」批准に向けた国内法の整備を目指す。</li> </ul> </li> <li>◆「障害者虐待防止法」の成立(平成 24 年 10 月施行) <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害者虐待の禁止、早期発見・早期支援を目的とする行政機関の役割を法定化。</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>…平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となる。障害者の範囲に難病等を追加。</li> </ul> </li> <li>◆「障害者優先調達推進法」の成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害者就労施設等から優先的に物品調達することを努力義務化。</li> </ul> </li> <li>◆「児童福祉法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>…発達障害児も障害児支援の対象として児童福祉法に位置づけられる。</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の成立(一部を除き平成 28 年 4 月施行) <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害を理由とする差別的取扱い等を禁止、合理的配慮の提供を義務化。</li> </ul> </li> </ul>
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者権利条約の批准 <ul style="list-style-type: none"> <li>…平成 18 年 12 月、国連総会で障害者権利条約が採択されてからおよそ 7 年、日本が平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約を批准。</li> </ul> </li> <li>◆「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>…医療保護入院の手続きを見直し。</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>…乳幼児期から高齢期までの切れ目ない発達障害者の支援の重要性を規定。</li> </ul> </li> <li>◆「児童福祉法」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>…都道府県及び市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務化。</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>…福祉サービスに「自立生活援助」「就労定着支援」を追加。</li> </ul> </li> <li>◆「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>…法定雇用率の改定、精神障害者の雇用が義務化。</li> </ul> </li> </ul>

令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の一部改正 (令和6年4月1日施行) …民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へ。</li> <li>◆「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」の成立 …「医療的ケア児」が法律上で定義され、医療的ケア児及びその家族の支援を図る。</li> </ul>
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の成立 …障害者による情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進。</li> <li>◆「児童福祉法」の一部改正 …子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化。</li> <li>◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正 …障害者等の地域生活や就労の支援の強化等。</li> </ul>

## 参考

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正  
令和5年5月19日告示:

基本指針見直しの主な事項 ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他:地方分権提案に対する対応

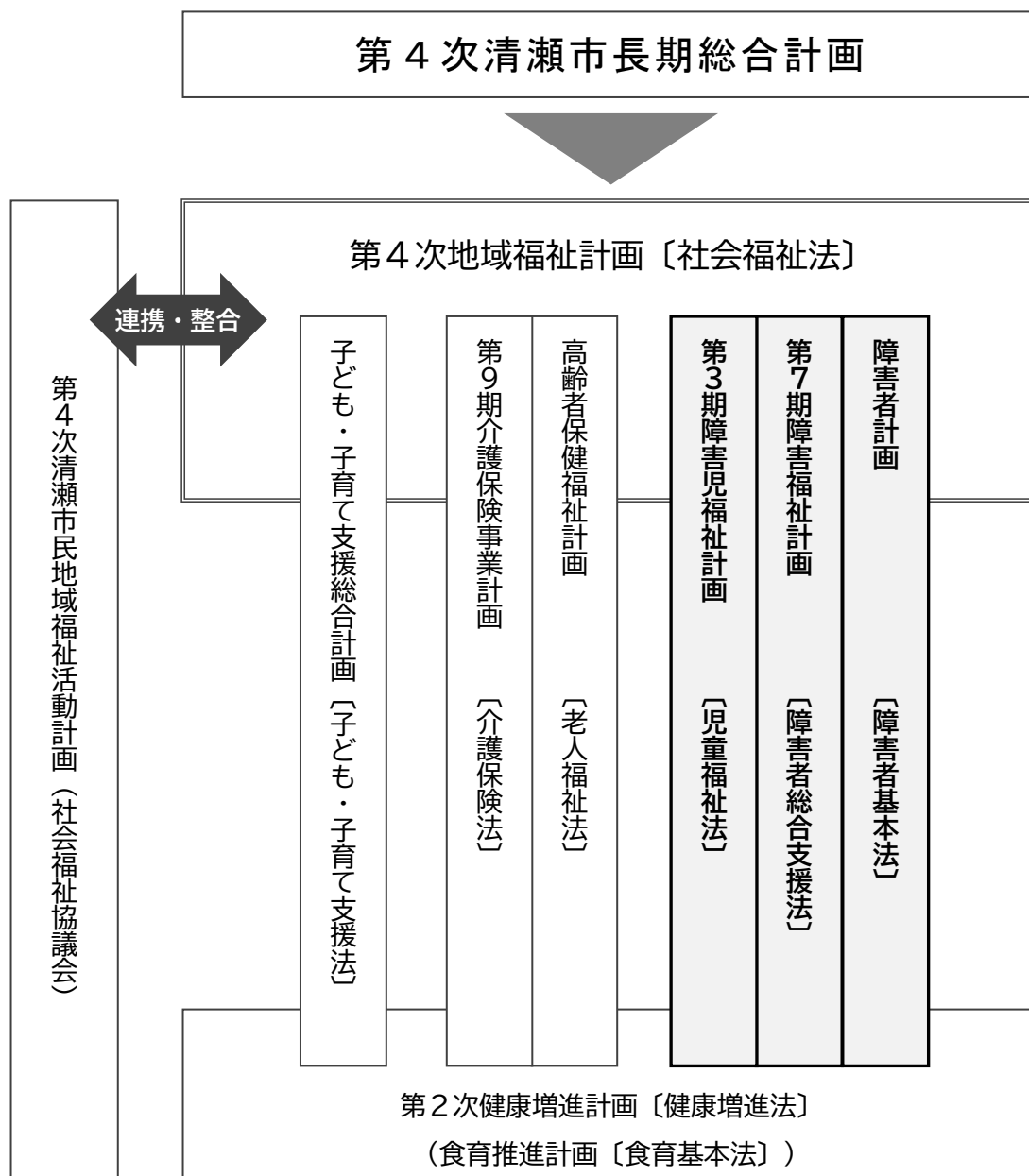
### 3. 障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の位置づけ

- 障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」であり、本市における障害のある人の状況等を踏まえて、障害のある人を支援する基本的な施策を定めた計画です。
- 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針は、障害者総合支援法第 87 条第1項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。
- 障害福祉計画は障害者総合支援法第 88 条に定める市町村障害福祉計画、障害児福祉計画は児童福祉法第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画であり、障害者施策を推進するための障害福祉サービスや就労支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供などの具体的な取り組みを定めるものです。
- この計画は、清瀬市長期総合計画をはじめとする関連する市の他の諸計画や、障害者基本法など障害のある人を巡る国の諸計画・法制度とも整合性を持つものです。

〔市の他計画及び計画期間〕

計画		計画期間	
市	第 4 次清瀬市長期総合計画	平成 28～令和7年度(10 年間)	
	地域	第 4 次地域福祉計画	平成 30～令和8年度(9年間)
	子ども	子ども・子育て支援総合計画	令和2～6年度(5年間)
	障害児・者	障害者計画	令和 6～11 年度(6年間)
		第 7 期障害福祉計画	令和 6～8 年度(3年間)
		第 3 期障害児福祉計画	令和 6～8 年度(3年間)
	高齢者	高齢者保健福祉計画	令和 6～8 年度(3年間)
		第 9 期介護保険事業計画	令和 6～8 年度(3年間)
	健康	第 2 次健康増進計画(食育推進計画)	平成 30～令和 8 年度(9 年間)
		第 3 期データヘルス計画	令和 6～11 年度(6年間)
		第 4 期特定健康診査等実施計画	令和 6～11 年度(6年間)
	社会福祉協議会	第 4 次清瀬市民地域福祉活動計画	令和 4～9 年度(6年間)

〔本計画の位置づけ〕



## 4. 計画の対象

- この計画は市民、事業所(企業等含む)、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。
- また、この計画で対象とする障害者(障害のある人)とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあって、支援を必要とする人を言います。
- 障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障害を有する人を含み、障害のある児童、高次脳機能障害の人や難病患者も対象とします。

## 5. 計画の期間について

- 「障害者計画」は、令和 6～11 年度までの6年間を計画期間とします。
- 「第 7 期障害福祉計画」及び「第 3 期障害児福祉計画」は、令和 6～8 年度までの 3 年間の障害福祉サービス等の量の見込み及びその確保策等について定めます。

〔本計画の期間〕

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画			障害者計画					
		見直し						見直し
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		
		見直し			見直し			見直し

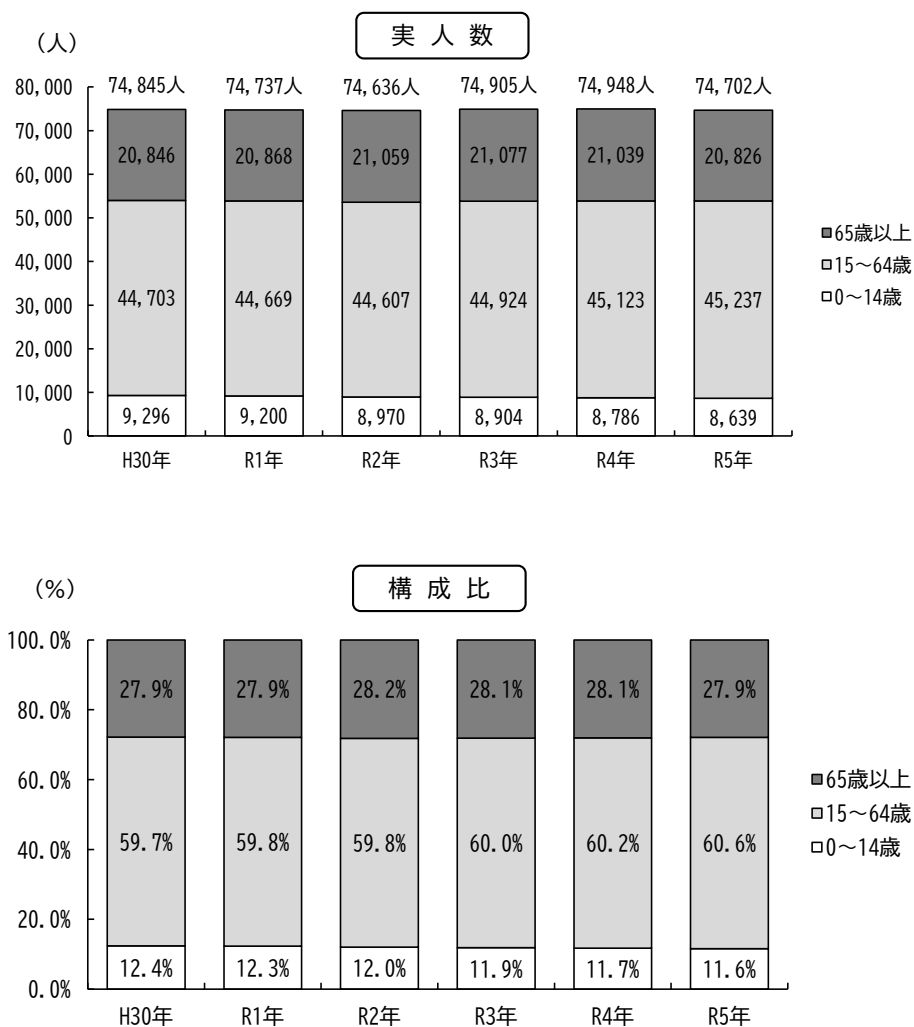
## 第 2 章 清瀬市の障害のある方の現況と課題

### 1. 清瀬市の人口

○市の人口は令和 2 年を底に微減から微増に転じましたが、令和 5 年は再度微減しました。

○高齢人口は 2 万人台を推移しており、令和 5 年の高齢化率は 27.9%となっています。

〔清瀬市の人口の推移〕



※実績値は市の統計資料より、各年 1 月 1 日現在

※構成比(%)は、小数点以下第 2 位を四捨五入した数値のため、合計が 100%にならない場合がある。

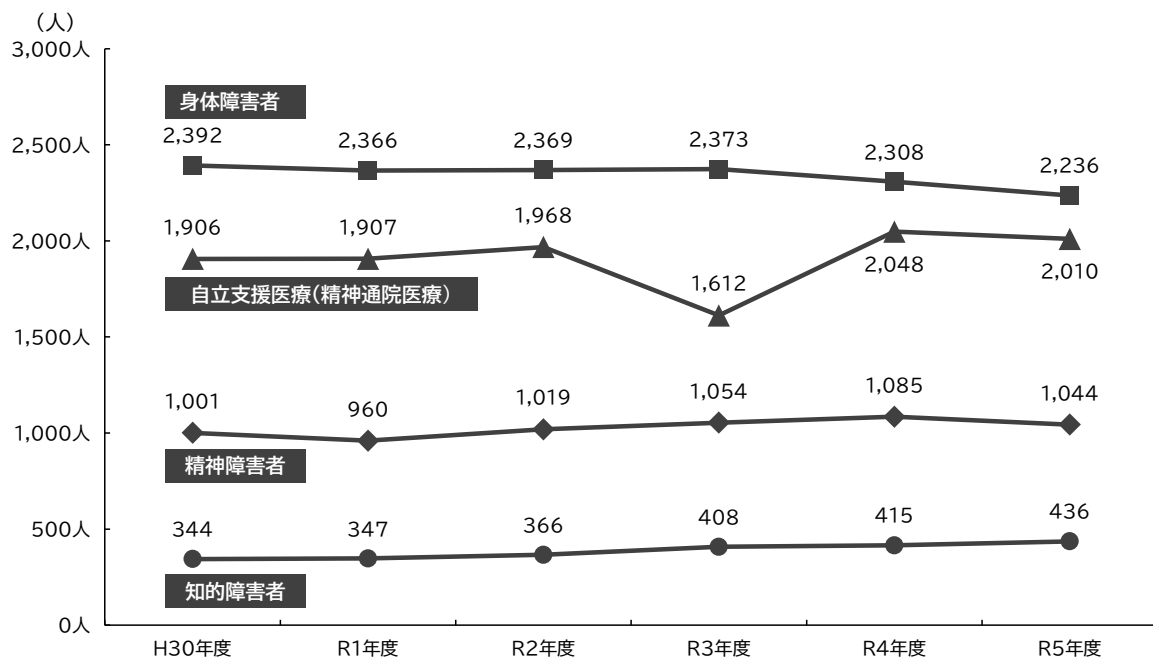
## 2. 障害のある方の現況

### (1) 手帳所持者数等

○障害者手帳等所持者数は、身体障害は微減、それ以外は増減があるものの全体としては微増傾向にあります。

○令和5年の人口に対する手帳所持者数は、7.68%となっています。令和4年版厚生労働白書において、全国の障害者数(推計)は7.6%となっており、全国平均と同様の傾向にあります。

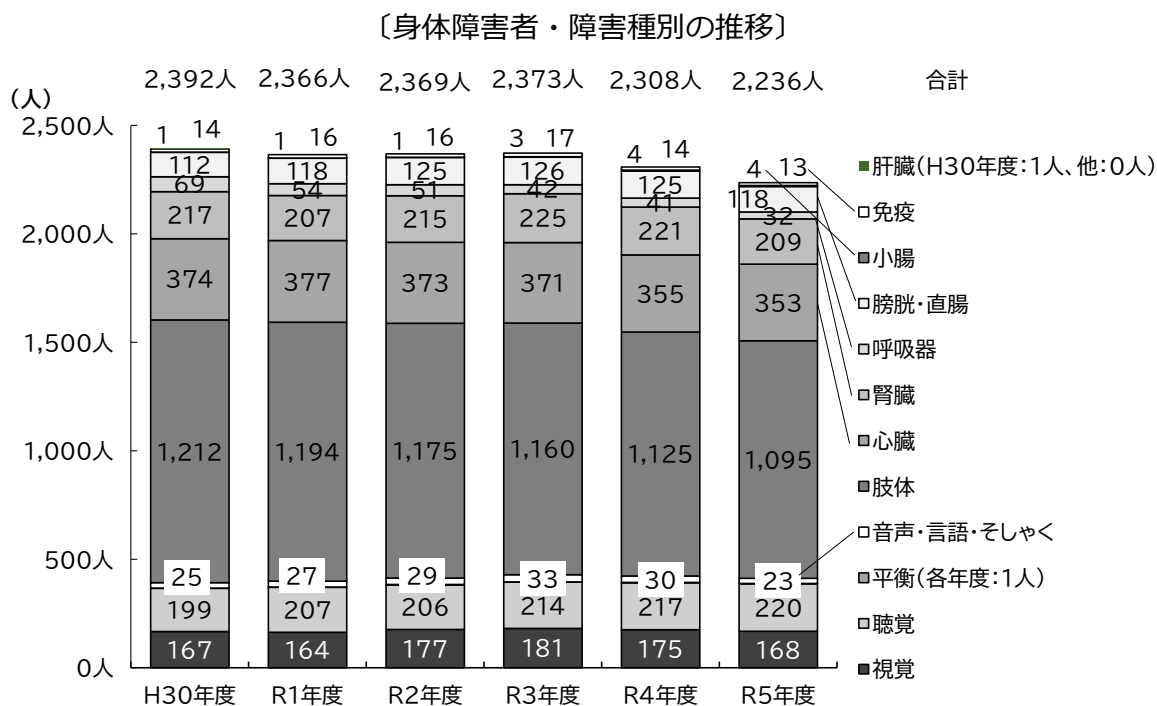
〔障害者手帳等所持者数の推移〕



※各年度4月1日現在の所持者数(障害福祉課調べ)



○身体障害者(「身体障害者手帳」所持者)について、肢体不自由が約5割で過半数を占め、次いで心臓障害が15~16%と多いです。種別の推移に変化は少ないものの、肢体不自由、心臓障害、呼吸器障害は減少傾向、聴覚障害は増加傾向にあり、それ以外の障害は令和3年度をピークに減少傾向にあるものが多いです。



※各年度4月1日現在の登録者数(障害福祉課調べ)  
 ※複数障害のある場合、主障害のみを算定

○身体障害者を等級別で見ると、1級が32.8%ともっとも多くなっています。障害により等級別の分布は異なります。

〔身体障害者・障害種別・等級別〕

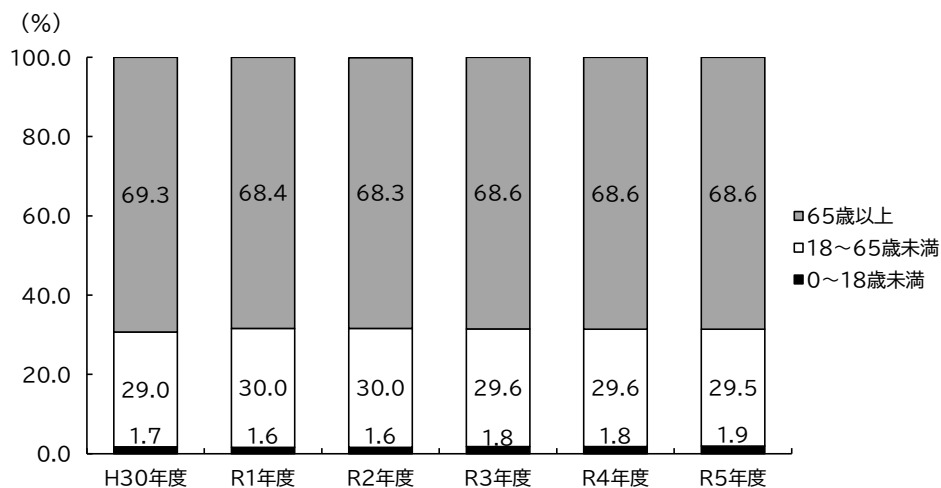
(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	54	47	13	11	34	9	168
聴覚	6	48	18	59	0	89	220
平衡	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	1	1	13	8	0	0	23
肢体	226	223	179	275	133	59	1,095
心臓	225	2	49	77	0	0	353
腎臓	207	0	0	2	0	0	209
呼吸器	8	1	15	8	0	0	32
膀胱・直腸	2	0	8	108	0	0	118
小腸	1	1	1	1	0	0	4
免疫	4	3	4	2	0	0	13
肝臓	0	0	0	0	0	0	0
合計	734	326	300	551	168	157	2,236

※令和5年度4月1日現在の登録者数(障害福祉課調べ)

○身体障害者を年齢別にみると、65歳以上が約7割を占めています。年齢別の推移について大きな変化は見られません。

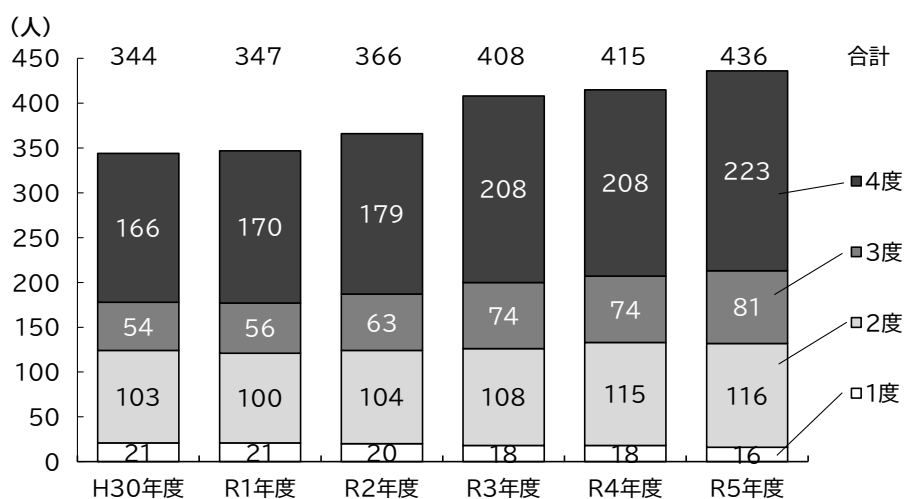
〔身体障害者・年齢別の推移〕



※各年度 4 月 1 日現在の登録者数(障害福祉課調べ)

○知的障害者(「愛の手帳」所持者)について、等級別でみると、4度が 51.1%と最も多く半数を占めています。等級別の推移については、1度は減少し、それ以外は増加傾向にあります。

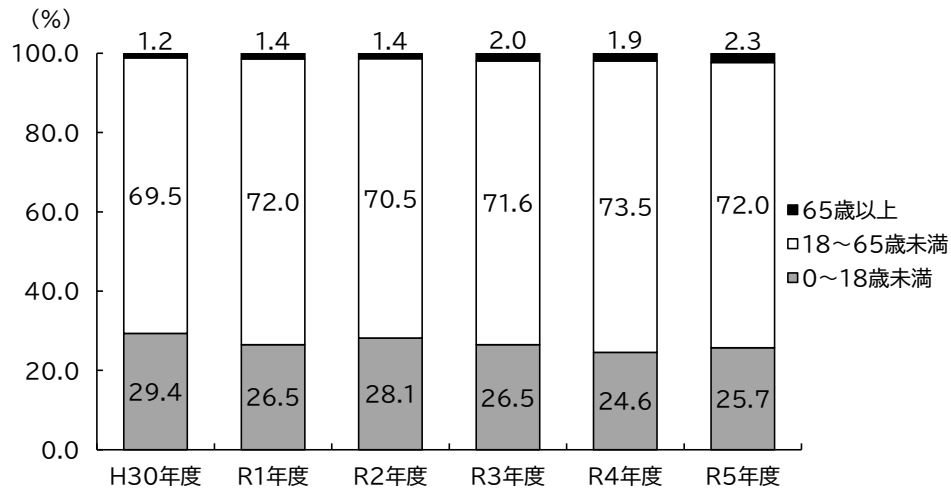
〔知的障害者・等級別の推移〕



※各年度 4 月 1 日現在の登録者数(障害福祉課調べ)

○知的障害者を年齢別にみると、18～65歳未満が約7割を占めています。18～65歳未満及び65歳以上の割合は増加し、0～18歳未満の割合は減少しています。

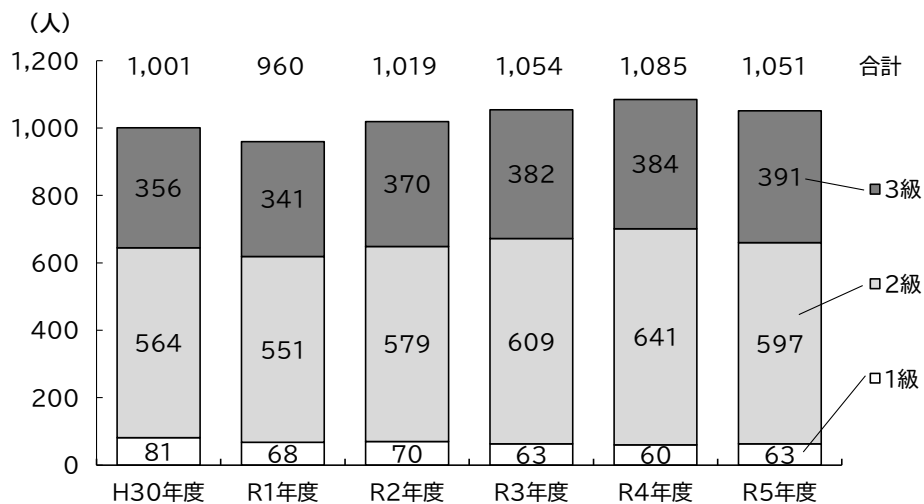
〔知的障害者・年齢別の推移〕



※各年度4月1日現在の登録者数(障害福祉課調べ)

○精神障害者(「精神障害者保健福祉手帳」所持者)について、等級別で見ると、2級が56.8%ともっとも多くなっています。また、1級は減少傾向にあります、それ以外は増加傾向にあります。

〔精神障害者・等級別の推移〕



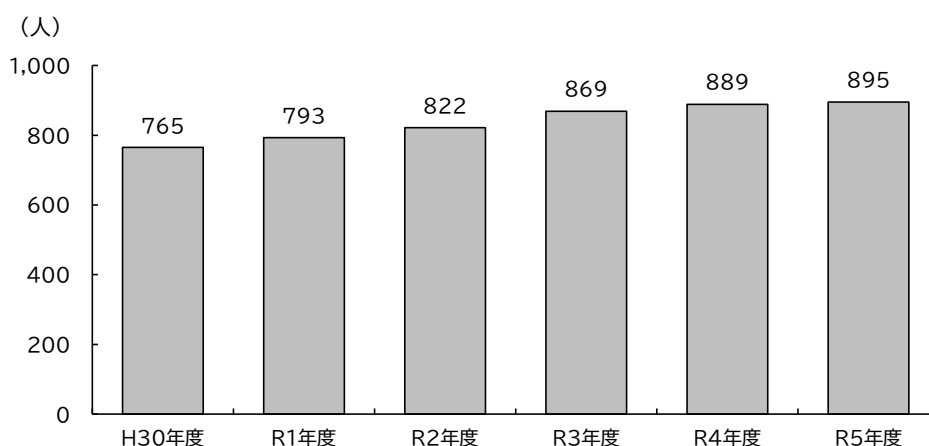
※各年度4月1日現在の登録者数(障害福祉課調べ)

○発達障害者は、本人及び周囲も「発達障害」に気づいていない人も多くいると考えられており、その実態はつかめていません。文部科学省による「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(令和 4 年)」によると、通常の学級に在籍する小中学生のうち、学習や行動に困難のある発達障害の可能性のある児童生徒が 8.8%となっています。

○高次脳機能障害は、事故や脳卒中などで脳が損傷を受けたことにより、注意力や集中力の低下、記憶障害、感情や行動の抑制が利かないなどが生じます。損傷部位や年齢などで症状に個人差が大きく、外見上もわかりにくいいため本人はもちろん家族も障害に気づきにくく周囲の理解を得にくい特徴があります。平成 20 年の東京都の推計では都内に約5万人がいますとされていますが実態はつかめていません。

○難病等医療費助成認定者数は、増加傾向にあります。

〔難病等医療費助成認定者の推移〕



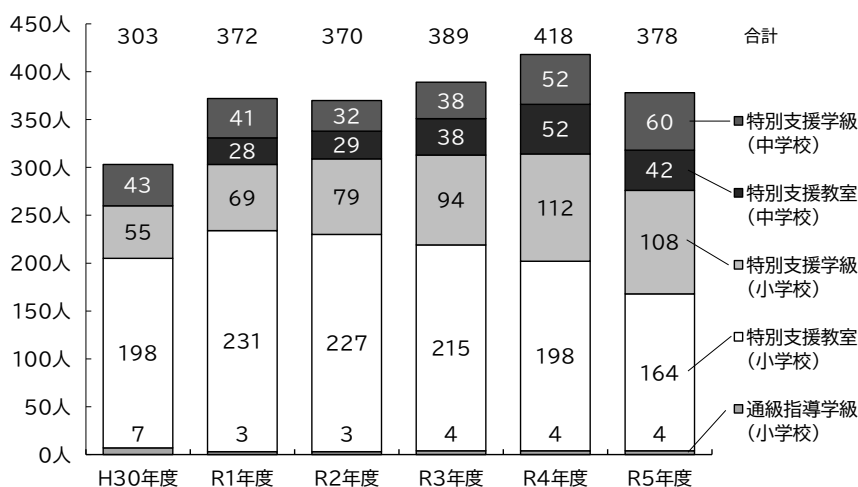
※各年度 4 月 1 日現在の認定者数(障害福祉課調べ)

## (2) 児童・生徒の状況

○平成 29 年度から市立小学校に特別支援教室が設置され、令和元年度に市立中学校に特別支援教室が設置されました。特別支援学級(知的・情緒)・特別支援教室・通級指導学級に通う小学生は、増加傾向にありましたが令和 5 年度は減少に転じました。令和 5 年4月現在 276 人が通っています。また、特別支援学級・特別支援教室に通う中学生の増減も同様の傾向にあり、令和 5 年 4 月現在 102 人が通っています。

○特別支援学校在籍者は、小学部が 27 人、中学部が 27 人、合計 54 人です。

〔特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒数の推移〕



※各年度 4 月 1 日現在の児童・生徒数(障害福祉課調べ)

〔特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童・生徒数〕 (単位:人)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
特別支援学級	(清瀬小学校・知的)	2	5	4	9	5	6	31
	(清瀬小学校・情緒)	0	0	1	2	1	5	9
	(第三小学校・情緒)	1	2	0	0	2	1	6
	(第七小学校・知的)	3	1	5	7	12	9	37
	(第七小学校・情緒)	0	0	0	0	0	3	3
	(第八小学校・情緒)	2	1	5	3	7	4	22
特別支援教室	(小学校)	0	23	37	52	28	24	164
通級指導学級	(第六小学校・言語)	0	1	0	0	0	1	2
特別支援学級	(清瀬中学校・知的)	0	14	17	/	/	/	31
	(清瀬中学校・情緒)	4	4	4	/	/	/	12
	(第二中学校・知的)	9	1	0	/	/	/	10
	(第三中学校・知的)	7	0	0	/	/	/	7
特別支援教室	(中学校)	0	19	23	/	/	/	42
合 計		28	71	96	73	55	53	376

※令和 5 年 4 月 1 日現在の児童・生徒数(障害福祉課調べ)

※通級指導学級ことばの教室 2 人は、東久留米第 6 小学校へ通っているため、学校別の児童数からは除く。

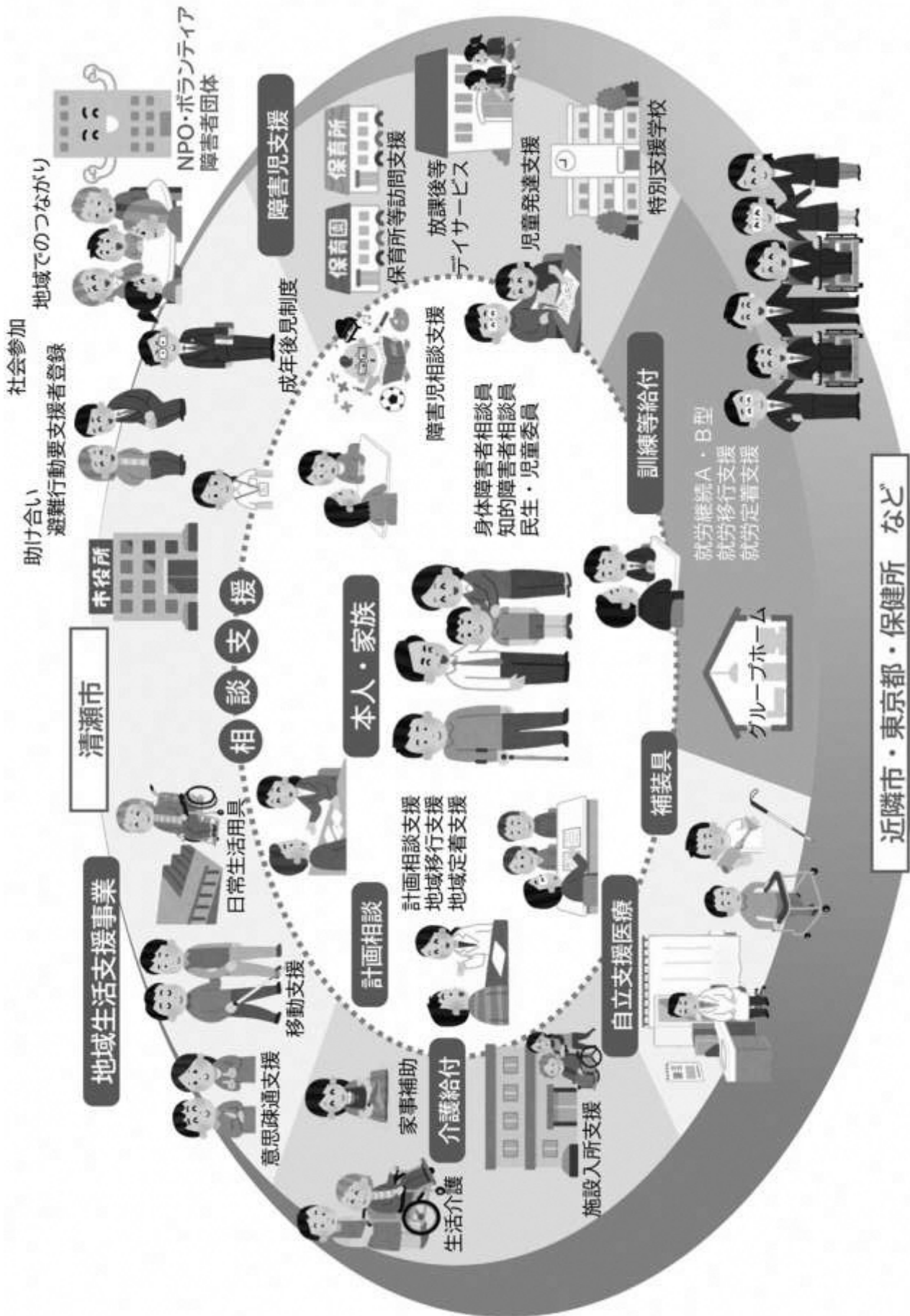
〔特別支援学校の児童・生徒数〕

(単位:人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学部	4	6	4	4	3	6	27
中学部	5	11	11	/	/	/	27
合 計	9	17	15	4	3	6	54

※令和 5 年 4 月 1 日現在の児童・生徒数(障害福祉課調べ)

### 3. 障害のある方をささえる清瀬市のしくみ



**Q**

障害のことや日常生活の相談は、どこに問い合わせればよいですか？

**A**

「こんなことを聞いて大丈夫だろうか」、「誰に聞けばよいのだろう」と言った不安を感じている方もいらっしゃると思います。

障害福祉の制度や様々なサービス、日常生活の悩みごとについて、市役所の障害福祉課をはじめ、下記の相談先にぜひご相談ください。ほかにも、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生・児童委員等も相談をお受けします。

### ◎ホームヘルプサービスなど各種障害福祉サービス・医療費の助成など心身障害者（児）福祉全般の相談

障害福祉課 所在地 中里 5 - 842  
 障害福祉係 電話番号 042-497-2073(直通)  
 庶務係 電話番号 042-497-2072(直通)

まず相談を受けながら各種サービスを有効に活用することをおすすめします。

### ◎地域で生活する障害者（児）の日常的な相談

障害者福祉センター おおぞら  
 所在地 上清戸 1 - 16 - 62  
 電話番号 042-495-5511

主に身体・知的障害者に対応しています。

### ◎地域で生活する精神障害者の日常的な相談

地域生活支援センター どんぐり  
 所在地 元町 1 - 13 - 24  
 電話番号 042-495-5110

主に精神障害者に対応しています。



### ◎「働きたい」という気持ちを応援

障害者就労支援センター ワークル・きよせ  
 所在地元町 1 - 9 - 14  
 電話番号 042-495-0010

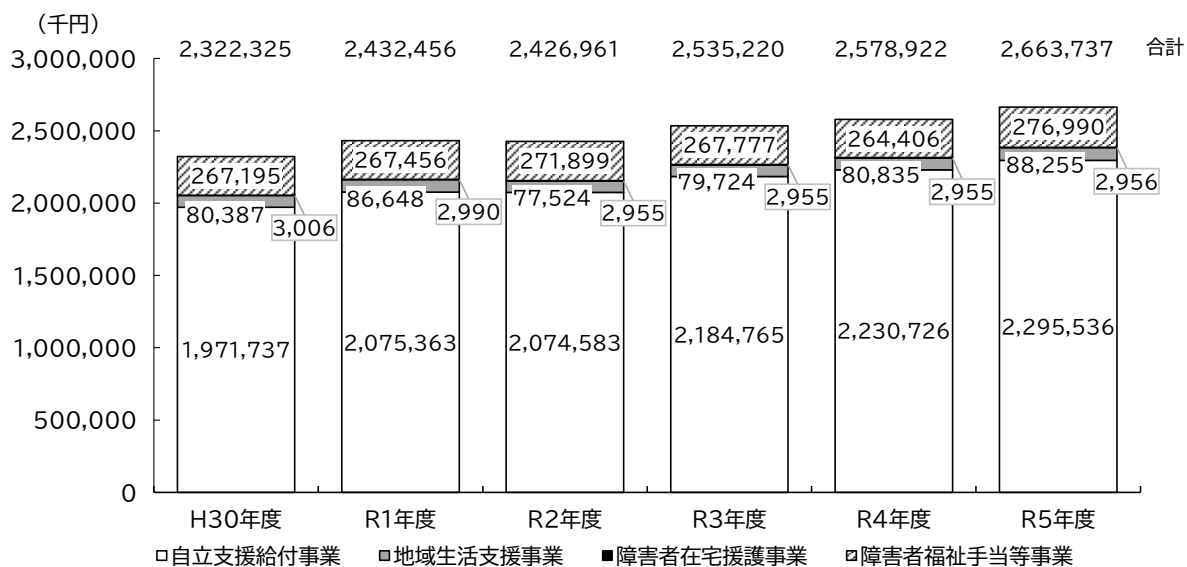
### ◎発達に不安を感じた時の相談

子どもの発達支援・交流センター とことこ  
 所在地 竹丘 1 - 15 - 8  
 電話番号 042-495-3030

## 4. 一般会計決算(予算)における障害福祉費

○財政状況について、個々の事業費を見ると増減があるものの、全体としては年々増加しており、平成30年度から比べると、令和5年度(当初予算額)では約3.4億円増加しています。

〔障害者福祉費決算(予算)額の推移〕



※平成30年度から令和4年度は決算額、令和5年度は当初予算額である。

## 5. サービス整備状況

○障害福祉サービス事業所の整備状況について、市内の事業所数は居宅介護13事業所、短期入所8事業所、生活介護10事業所(うち1か所は仮設運営)、共同生活援助19事業所、就労継続支援B型9事業所、計画相談支援11事業所、児童発達支援2事業所、放課後等デイサービス8事業所となっています。

○前回計画時よりも事業所が増えているのは、居宅介護(1)、重度訪問介護(1)、生活介護(1、ただし仮設運営)、自立訓練(機能訓練)(1、ただし仮設運営)、共同生活援助(3)、自立生活援助(1)、計画相談支援(2)、移動支援(1)となっています。逆に、行動援護は1事業所減っています。



## 〔障害福祉サービス事業所の地域別事業所数と定員数〕

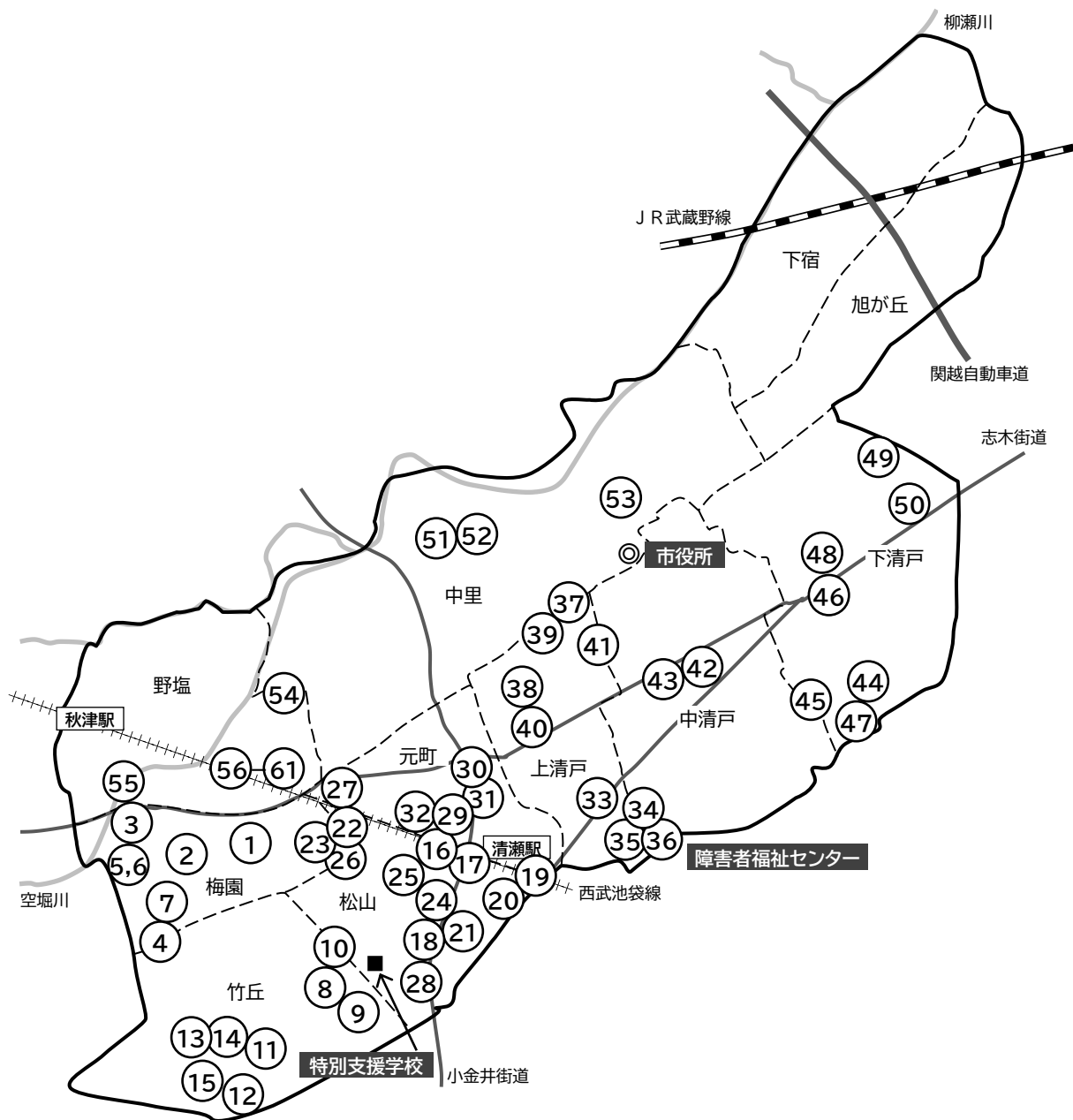
(上段:事業所数、下段:定員数)

	合計	上清戸	元町	中清戸	下清戸	中里	野塩	松山	竹丘	梅園
居宅介護	13	1 -	2 -	1 -	2 -		1 -	3 -		3 -
重度訪問介護	11	1 -	1 -	1 -	2 -		1 -	2 -		3 -
同行援護	5	1 -			1 -			2 -		1 -
行動援護	2							1		1
短期入所	8 (25)				1 (2)	2 (1)	3 (4)		1 (8)	1 (10)
生活介護*	10 (375)	2 (49)			2 (40)		1 (36)	1 (40)	2 (120)	2 (90)
施設入所支援*	4 (230)								2 (120)	2 (110)
共同生活援助	19 (125)	1 (10)		2 (14)	2 (14)	3 (27)	4 (25)	4 (16)	3 (19)	
自立訓練(機能訓練)*	2 (28)	1 (8)								1 (20)
就労移行支援	1 (20)							1 (20)		
就労継続支援B型	9 (221)	1 (10)		1 (20)	1 (10)		1 (39)	4 (130)		1 (12)
自立生活援助	2								1 -	1 -
計画相談支援	11	1	1					4	3	2
児童発達支援	2 (48)								1 (18)	1 (30)
放課後等デイサービス	8 (90)	2 (20)	1 (10)		1 (10)			1 (20)	1 (10)	2 (20)
保育所等訪問支援	1									1
移動支援	9	1	1		1			4	1	1
生活サポート	7	1	1		1			1	1	2
日中一時支援	2	1							1	
地域活動支援センター	2		1						1	
就労支援センター	1		1							
合 計	129	14	9	5	14	5	11	28	18	25

※東京高次脳機能障害者支援ホームは令和6年度まで梅園において仮設場所での運営を予定しており、上記に含めた

※令和5年4月1日現在(障害福祉課調べ)

〔障害福祉サービス事業所マップ〕



居	居宅介護
重	重度訪問介護
同	同行援護
行	行動援護
短	短期入所
生	生活介護
施	施設入所支援

共	共同生活援助
自	自立訓練(機能訓練)
労	就労移行支援
B	就労継続支援 B 型
援	自立生活援助
計	計画相談支援
発	児童発達支援

放	放課後等デイサービス
保	保育所等訪問支援
移	移動支援
サ	生活サポート
一	日中一時支援
地	地域活動支援センター
就	就労支援センター

※キキ及びどんぐりハイツ第1・2は、住所を公開していないため、図中に表示していない

※東京高次脳機能障害者支援ホームは令和6年度まで梅園において仮設場所での運営を予定しているが、図中には表示していない

No.	施設名まとめ	居	重	同	行	短	生	施	共	自	労	B	援	計	発	放	保	移	サ	一	地	就
1	子ども学園													■	■		■					
2	ケン工房	■	■																			
3	キュー・オー・エル	■	■	■														■	■			
4	アプリ															■						
5	ビーサイドユウ	■	■		■															■		
6	ビーキッズきよせ															■						
7	ひだまり					■	■	■				■	■	■								
8	わかば第1															■						
9	すきっぴ																					■
10	とことこ													■	■							
11	たけのこ																	■	■	■		
12	ビーサイドユウ ビープラン													■								
13	清瀬喜望園						■	■														
14	清瀬療護園					■	■	■						■								
15	ファーム竹丘1、2								■2													
16	スマイルネット													■								
17	スマイルアーク											■										
18	あおぞら																	■	■			
19	マザアス											■										
20	ケアリッツ清瀬	■																■				
21	グローバルサポート													■								
22	セルブ清瀬											■										
23	汽車の家										■											
24	たまみずき清瀬	■	■	■	■											■		■				
25	みのり	■	■	■										■				■				
26	清瀬作業所						■															
27	東京アフターケア協会													■								
28	ペーカリーショップどんぐり											■										
29	清瀬市障害者就労支援センター																					■
30	マイルス清瀬															■						
31	どんぐり	■												■				■	■			■
32	デュナメス	■	■																			
33	ライフパートナーこぶし(ふわっどん)											■										
34	清瀬市障害者福祉センター						■2			■												
35	のびのび															■						
36	清瀬市社会福祉協議会				■									■				■	■			
37	ウェルヘルパーセンター	■	■																			
38	AAOハウス																				■	
39	エルシエアート fan 清瀬								■													
40	AAO!															■						
41	清瀬聖ヨハネ								■2													
42	すこやか	■	■																			
43	清瀬福祉作業所											■										
44	わあーく!わかば						■															
45	悠々の会	■	■	■														■	■			
46	ファインベル下清戸	■	■																			
47	第2どんぐりの家											■										
48	きずな															■						
49	清瀬聖ヨハネ						■															
50	清瀬聖ヨハネ					■			■2													
51	わかばの家「うらら」								■2													
52	わかばの家「オーリーブ」					■																
53	カーサマリモ					■			■2													
54	ファインケア清瀬	■	■																			
55	清瀬どんぐりの家											■										
56	わかばの家「シェル・ブルー」					■			■													
57	わかばの家「ラ・テール」					■			■													
58	わかばの家「アリエス」								■													
59	わかばの家「オリオン」								■													
60	わかばの家「ル・リアン」					■																
61	工房わかば						■															
○	キキ								■				■									
○	どんぐりハイツ第1・2								■3													
○	東京高次脳機能障害者支援ホーム						■	■		■												

※同一の所在地に複数の施設がある場合、表中にその件数を示した

## 6. 障害のある方のご意見

### (1) 調査実施の概要

- 本計画の策定の基礎資料とするため、令和4年度に、清瀬市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に向けた調査を実施しました。
- 対象者抽出の基準日は令和4年10月1日現在、対象者の抽出方法は無作為抽出です。

#### 〔調査の概要〕

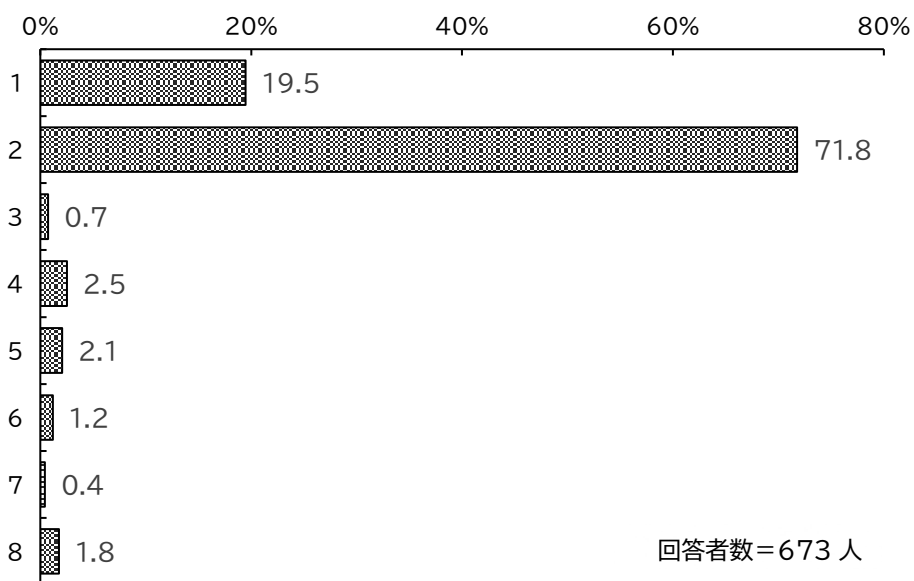
調査名	これからの皆さんの福祉の充実のためのアンケート調査 【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】			
対象者	身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者等で、施設入所をしていない清瀬市民、ただし、市内共同生活援助の利用者は対象とした。			
調査対象数	障害の種類	発送数	回収数	回収率
	1 知的	300	673	44.9%
	2 身体	700		
	3 精神	400		
	4 難病	100		
合計	1,500			
記名の有無	無記名式			
調査期間	令和4年11月1日～令和4年11月25日			
調査方法	郵送配布・郵送回収			

## (2) 調査結果の概要

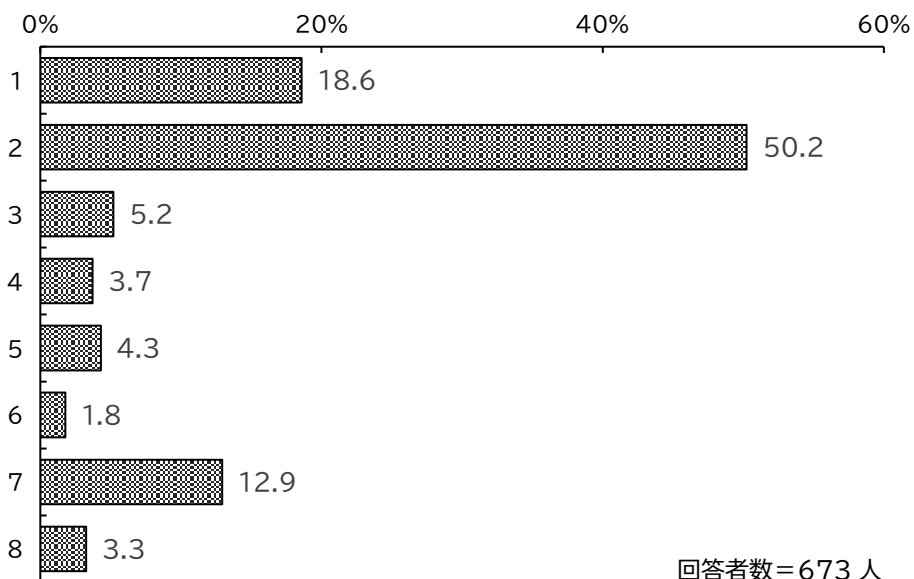
### ① 現在の暮らしと希望する将来の暮らし

- 現在の暮らしは、「家族と生活」71.8%がもっとも高く、7割以上を占めています。
- 希望する将来の暮らし方は、「現在の家族と一緒に暮らしたい」50.2%がもっとも高く、約5割を占めています。
- 入所施設やグループホーム等で暮らしている人が 4.6%であるのに対し、いずれ入所施設やグループホーム等で暮らしたいと回答した人が 8.0%であり、将来的なニーズが高いことがうかがえます。

〔現在の暮らし〕

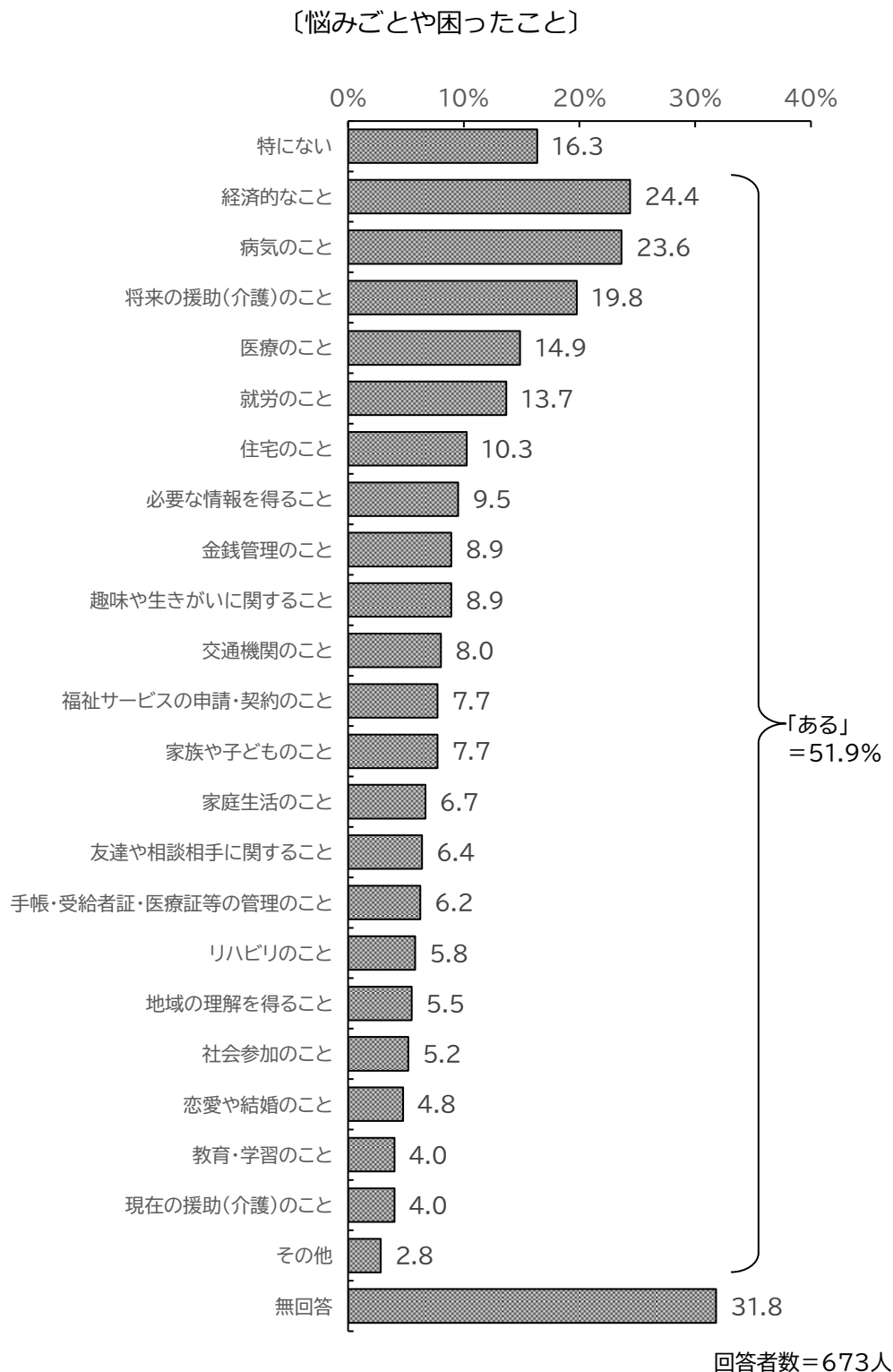


〔希望する将来の暮らし方〕

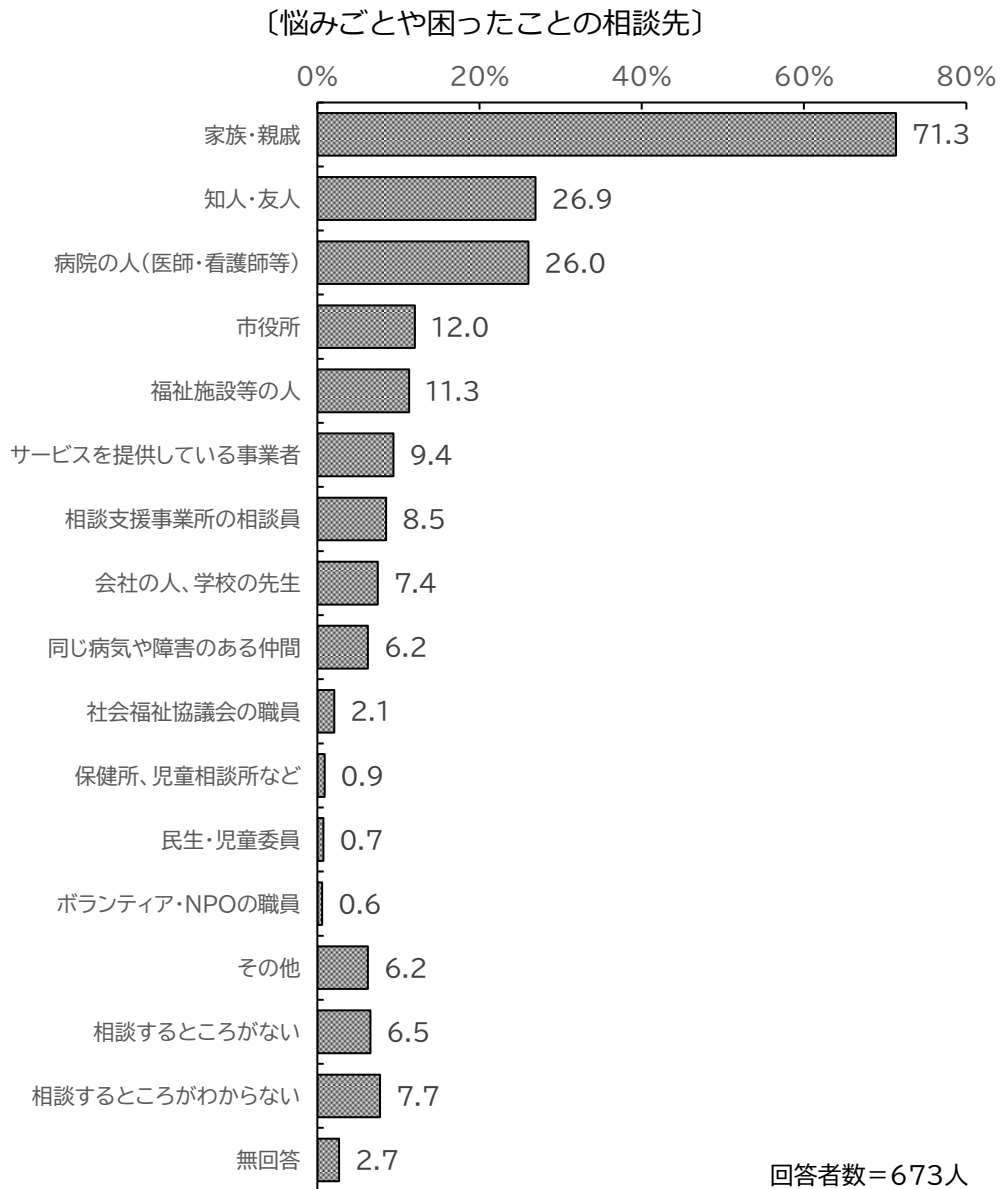


## ② 悩みごとや困ったこととその相談先

○悩みごとや困ったことについて、51.9%が「ある」と回答し、その内容は、「経済的なこと」24.4%がもっとも高く、次いで「病気のこと」23.6%、「将来の援助(介護)のこと」19.8%、「医療のこと」14.9%、「就労のこと」13.7%と続いています。



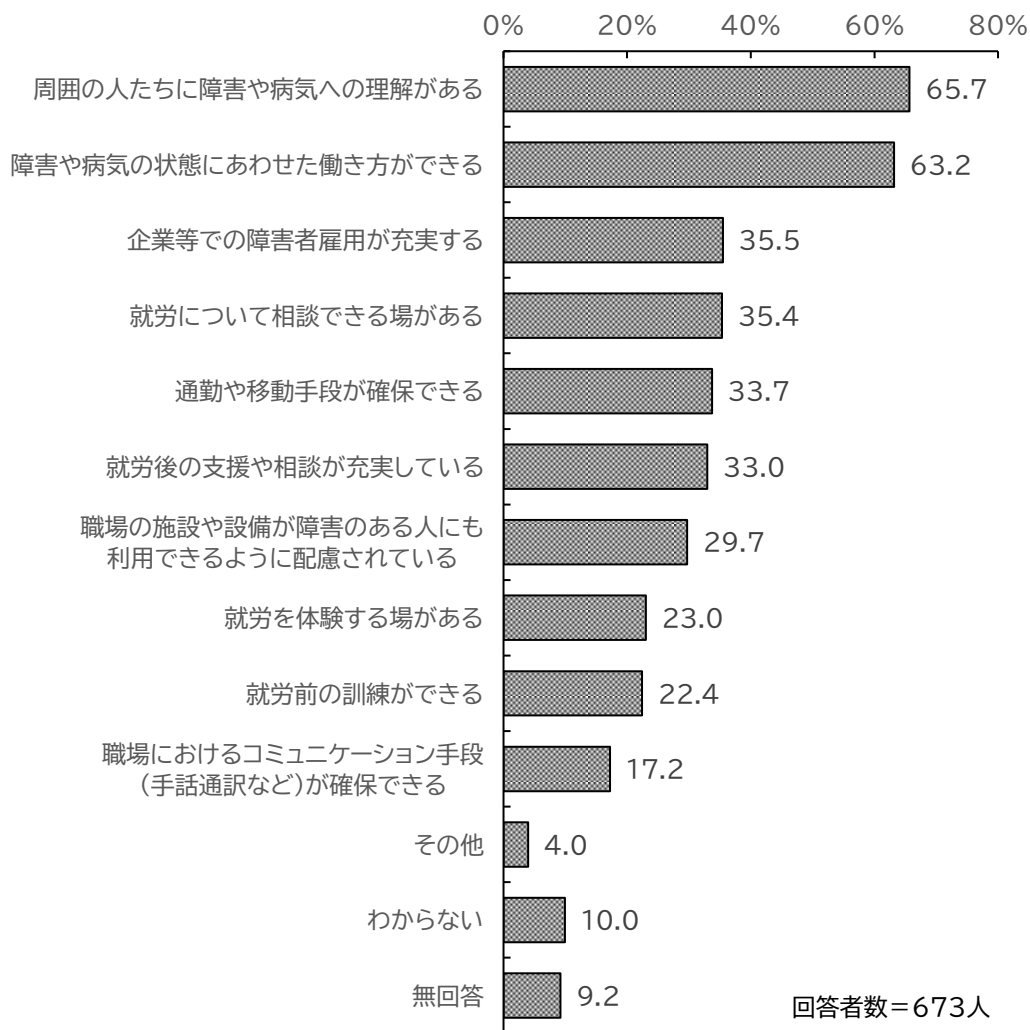
○悩みごとや困ったことの相談先は、「家族・親戚」71.3%がもっとも高く、次いで「知人・友人」26.9%、「病院の人(医師・看護師等)」26.0%と続いています。それ以外の相談先は、1割台以下となっており、約5割の方が何らかの悩みごとや困ったことがあると回答している中、さらなる相談支援体制の充実が求められます。



### ③ 働きやすい環境にするために必要なこと

○働きやすい環境にするために必要なことは、6割以上の方が「周囲の人たちに障害や病気への理解がある」「障害や病気の状態にあわせた働き方ができる」をあげています。障害や病気への理解と、障害者一人ひとりのニーズに対応した支援が求められています。

〔働きやすい環境にするために必要なこと〕





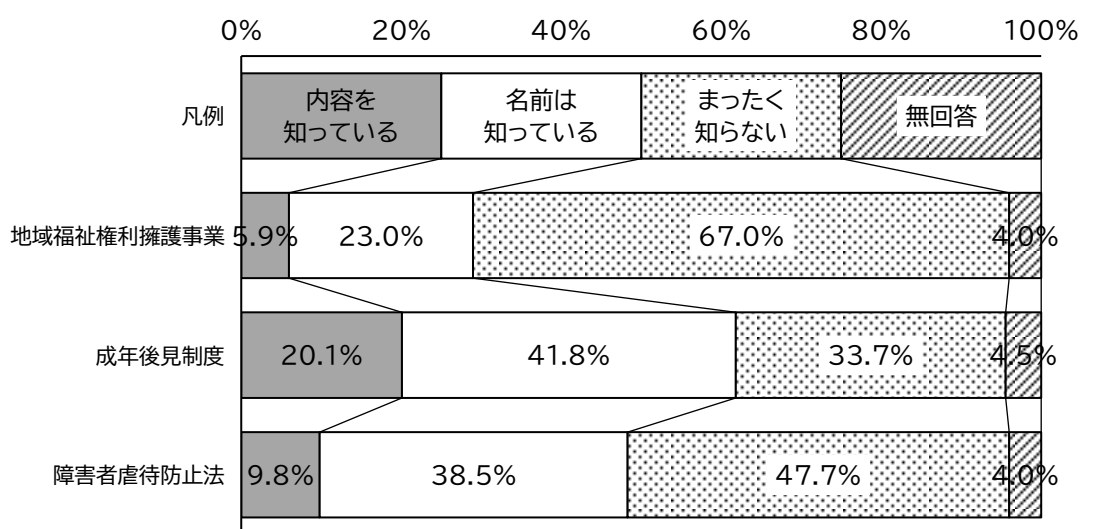
#### ④ 制度・法律等の認知度と障害や病気などで差別を感じた経験

○制度・法律等の認知度について、「内容を知っている」及び「名前は知っている」を合わせた「知っている」方の割合をみると、「地域福祉権利擁護事業」は 28.9%、「成年後見制度」は 61.9%、「障害者虐待防止法」は 48.3%となっています。

○障害や病気を理由とする差別を感じた経験について、「ある」及び「少しある」を合わせた方の割合は 33.2%となっています。

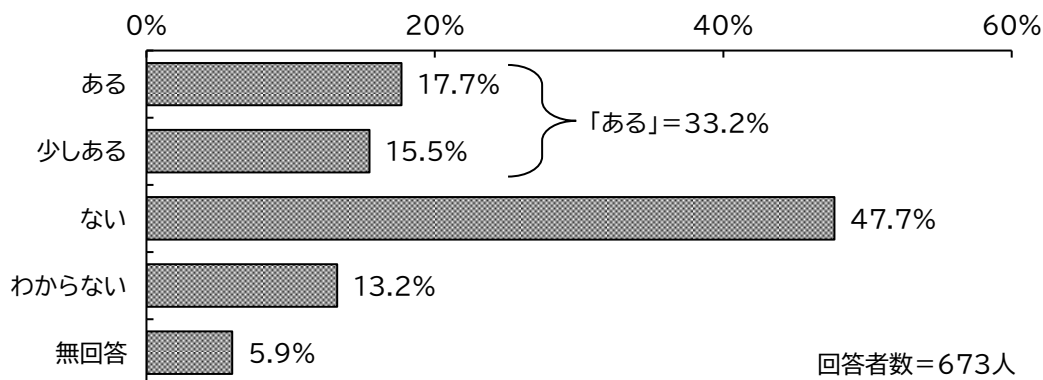
○障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害への理解と障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

〔制度・法律等の認知度〕



回答者数=673人

〔障害や病気などで差別を感じた経験〕

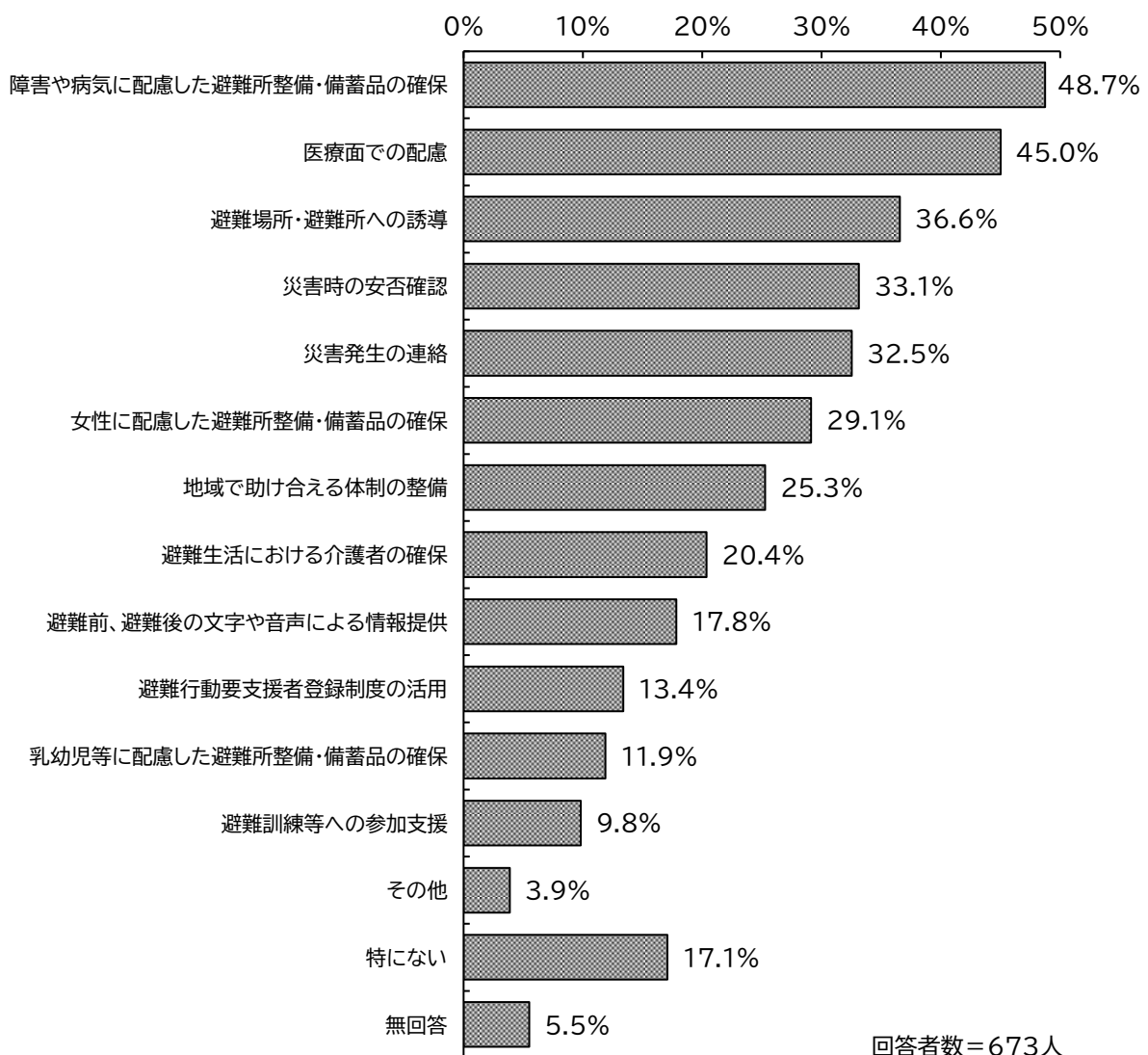


回答者数=673人

## ⑤ 地震や災害などの緊急時について

○災害(地震など)時の対策として充実してほしいこととして、「障害や病気に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」、「医療面での配慮」への対応が高くあげられています。次いで、「避難場所・避難所への誘導」、「災害時の安否確認」、「災害発生の連絡」、「女性に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」、「地域で助け合える体制の整備」、「避難生活における介護者の確保」となっています。

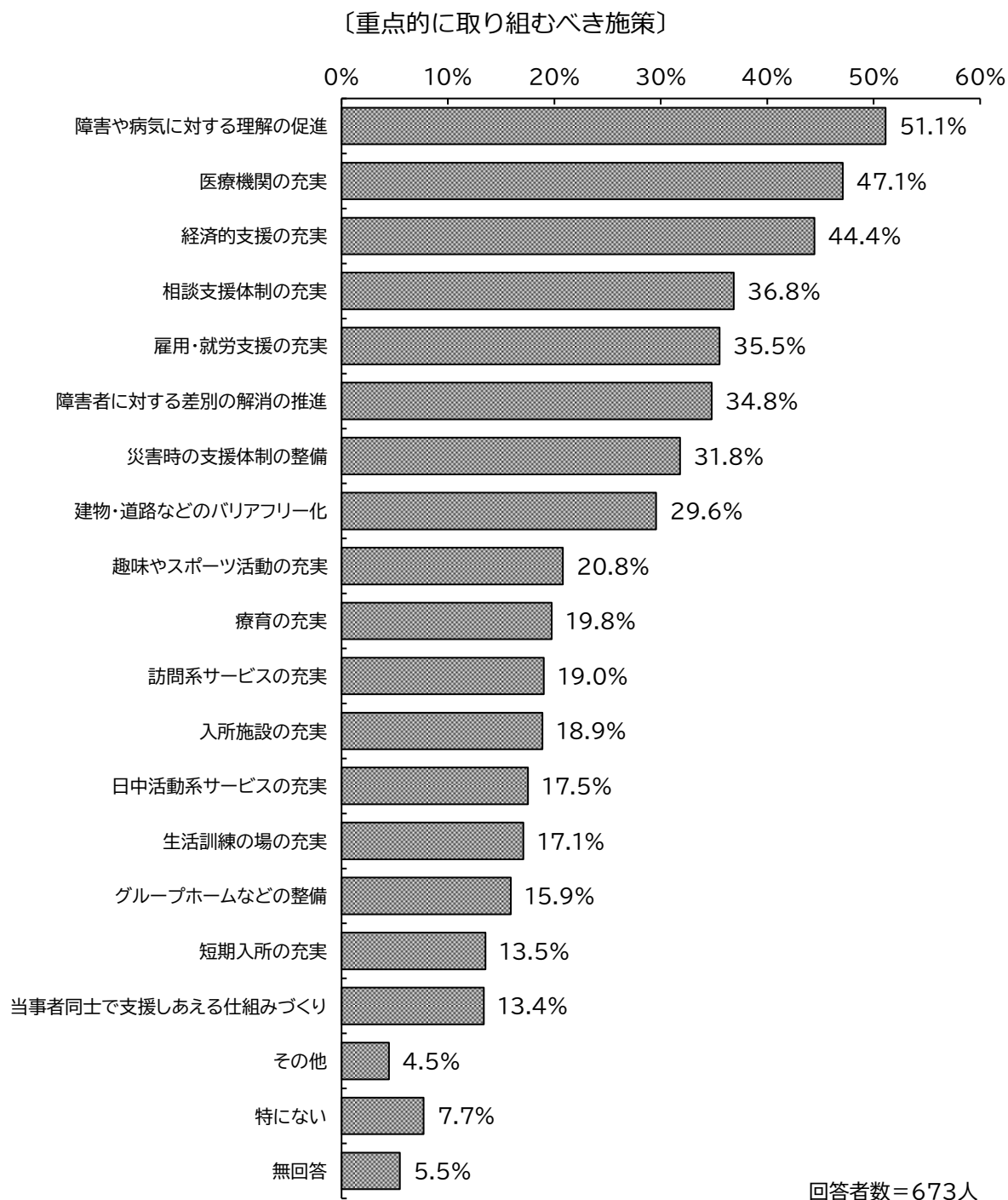
〔災害(地震など)時の対策として、充実してほしいこと〕



## ⑥ 重点的に取り組むべき施策

○重点的に取り組むべき施策については、「障害や病気に対する理解の促進」が51.1%で、約半数の方が重要と考えています。

○次いで、「医療機関の充実」、「経済的支援の充実」、「相談支援体制の充実」、「雇用・就労支援の充実」、「障害者に対する差別の解消の推進」、「災害時の支援体制の整備」となっています。



### (3) インタビュー

○本計画の策定にあたり、「清瀬市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に向けた調査」を実施し、日常生活やサービス利用の状況や感じていることをうかがいました。さらに、一人ひとりの状況をより詳しくうかがうため、障害のある方にインタビューを実施しました。

# Interview

グループホームの利用者に聞きました！

地域生活の一つの場として期待が大きいグループホームを取り上げ、その利用者にグループホームの良さや普段の生活について教えてもらいました。



Tさん(精神障害2級)



Q

グループホームに入ったきっかけを教えてください。

A

以前通っていた作業所で一緒だった方からグループホームのことを聞き、「グループホームに入りたい」と思った。グループホームに入ることができて良かった。

Q

ふだんの生活を教えてください。

A

週4回、日中をデイケアで過ごしている。デイケアの往復を歩くことや、脳トレなどのゲームで少しずつ難しいものに挑戦することを楽しんでいる。年齢のせいで認知症などが心配。なるべく、からだと頭を動かして健康に過ごしたいと思う。

Q

グループホームの良いところを教えてください。

A

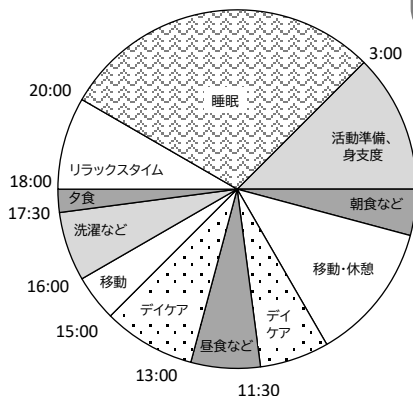
グループホームで長いこと暮らしている。自分のペースで静かに落ち着いた暮らしができるところが気に入っている。

Q

今後利用したい福祉サービスはありますか。

A

デイケアを利用している。自分の中でデイケアの存在感は大きい。それ以外には、すぐに必要なサービスが思い浮かばない。

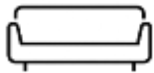
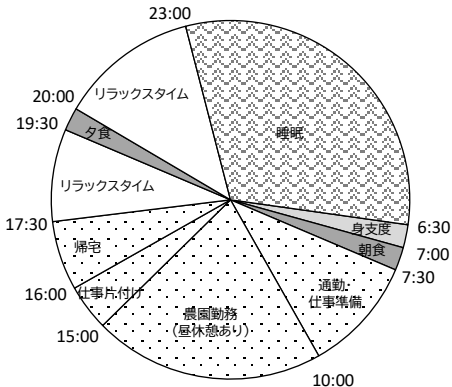


#### グループホームとは・・・

グループホーム事業は障害者総合支援法に定められた福祉サービスの一つです。

グループホームでは、利用者が地域において共同して自立した日常生活や社会生活ができるよう支援しています。家庭的な雰囲気の中で共同生活を送れるよう、4～5人程度の少人数の障害者が1つのグループホームで互いに関りをもって暮らすことが理想とされています。

〇さん(知的障害4度)



Q

ふだんの生活を教えてください。

電車で農園まで通勤している。以前から野菜を育てることが好きだったので、農園で野菜栽培の仕事ができてうれしい。周りから頼りにされることもある。グループホームの中で気の合う話せる友人ができて一緒に食事をするなど楽しく過ごしている。

A

Q

グループホームの良いところを教えてください。

グループホームに来る前は、引っ込み思案なところもあったけれど、自分からあいさつして、話せる人が増えて良かった。グループホームの世話人さんが、平日の朝食や土曜日に「一緒に卵焼きを作ろう」などと誘ってくれることがうれしい。グループホームの自分の部屋で、好きなアニメを見たりして、リラックスして過ごせるところが良い。

A

Q

気になっていることや心配なことはありますか。

親が高齢になってきたので、親がなくなったあとの生活のことが心配。

A

Q

今後利用したい福祉サービスはありますか。

今の仕事が気に入っている。必要な福祉サービスは思い浮かばない。

A

Q

ふだんの生活を教えてください。

作業所でお店の店番をすることがある。2・3人で安心して楽しく働きたい。おいしいものを食べたり買物に行ったりすることが好き。何をすることもお金がかかるので、無駄遣いしないようにしている。お金を得ることは難しいと感じる。

A

Q

気になっていることや心配なことはありますか。

寝たいのにうまく眠れなくて、薬も処方されているが、眠りに関するストレスが大きいと思う。

A

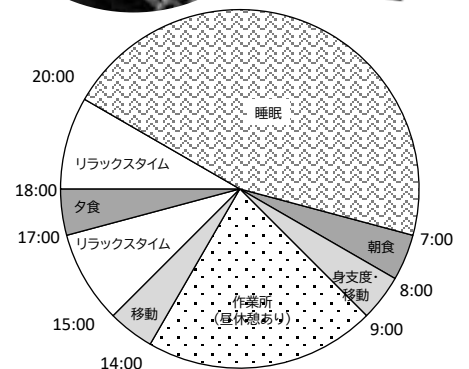
Q

今後利用したい福祉サービスはありますか。

今は福祉サービスが足りていると思っている。必要になってみないと、どんなサービスがほしいかわからない。

A

Sさん(精神障害1級)





## **第2部**

### **障害者計画**





# 第 1 章 基本理念 施策の体系

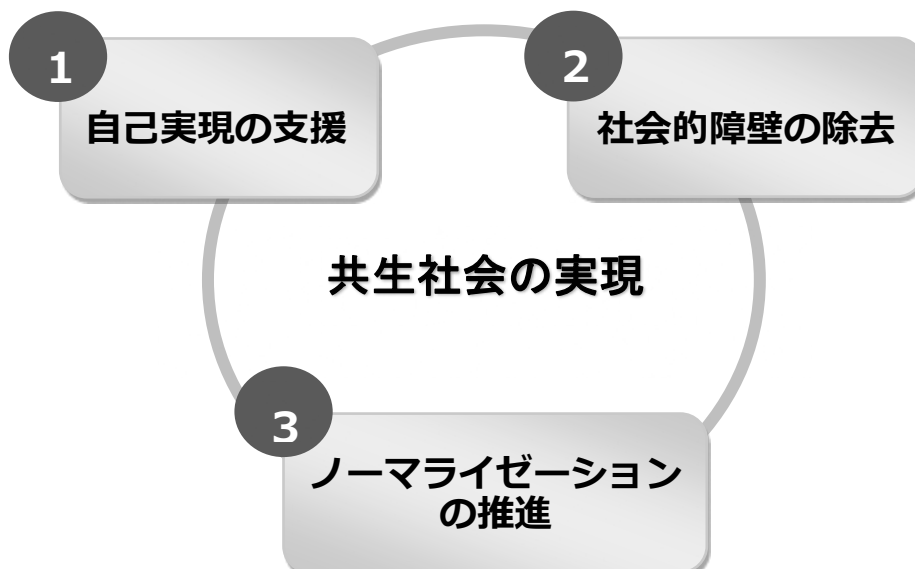
## 1. 計画の基本理念

平成 21 年に策定した市の障害者計画では、「ノーマライゼーションの実現(理念から実践へ)」を基本理念に掲げました。ノーマライゼーションとは、障害のある人となない人が、同じように地域で暮らすことを当然のこととする考え方で、市はこの理念に沿って各施策を推進することにしました。

国においては平成 23 年8月、本計画の根拠法となる障害者基本法が一部改正され、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的規定とし、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。その後、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の制定など、障害者の人権を守る法的整備がなされてきました。特に障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正では、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記され、共生社会の実現や社会的障壁の除去などが法の理念とされました。これらの国内法の整備を受けて、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を締結しています。その後も障害者を取り巻く環境の改善のため法改正がなされており、令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が成立しました。

今回の計画では、障害のある人が地域で安心、安全に暮らすことができ、必要な支援を受けながら、自らの意思決定により社会の活動に参加し、自らの持つ力を発揮し自己実現できること、また、障害のある人の活動を制約や制限する社会的障壁を取り除き、障害のある人の自立と社会参加を進める支援を総合的かつ計画的に進めていきます。このような考えから、市は、前期計画を引き継ぎながら、障害者基本法の理念を踏まえ、本計画の基本理念を「共生社会の実現」とします。

### 〔 基本理念と3つの考え方 〕



## 2. 基本理念を支える3つの考え方

この基本理念に基づく各施策を展開していくにあたり、すべての施策に共通する3つの考え方を設定します。

### ① 自己実現の支援

障害のある人が主体的に行った決定と選択を尊重し、それを叶えるための適切なサービスの提供等に努めます。主体的な決定と選択を行うための手助けとして、相談支援体制を強化します。

また、それぞれのライフステージに応じた支援を行い、学校教育や就労、文化活動や生涯学習などを通じ、本人が持っている力を発揮し、その人らしい自立した人生が送れるように支援します。

### ② 社会的障壁の除去

障害のある人は、暮らしの中でさまざまな障壁に直面します。障害者虐待防止法や障害者差別解消法などを普及啓発し、法の精神を社会に浸透させることで、差別や偏見などに基づく社会的障壁の除去に努めます。

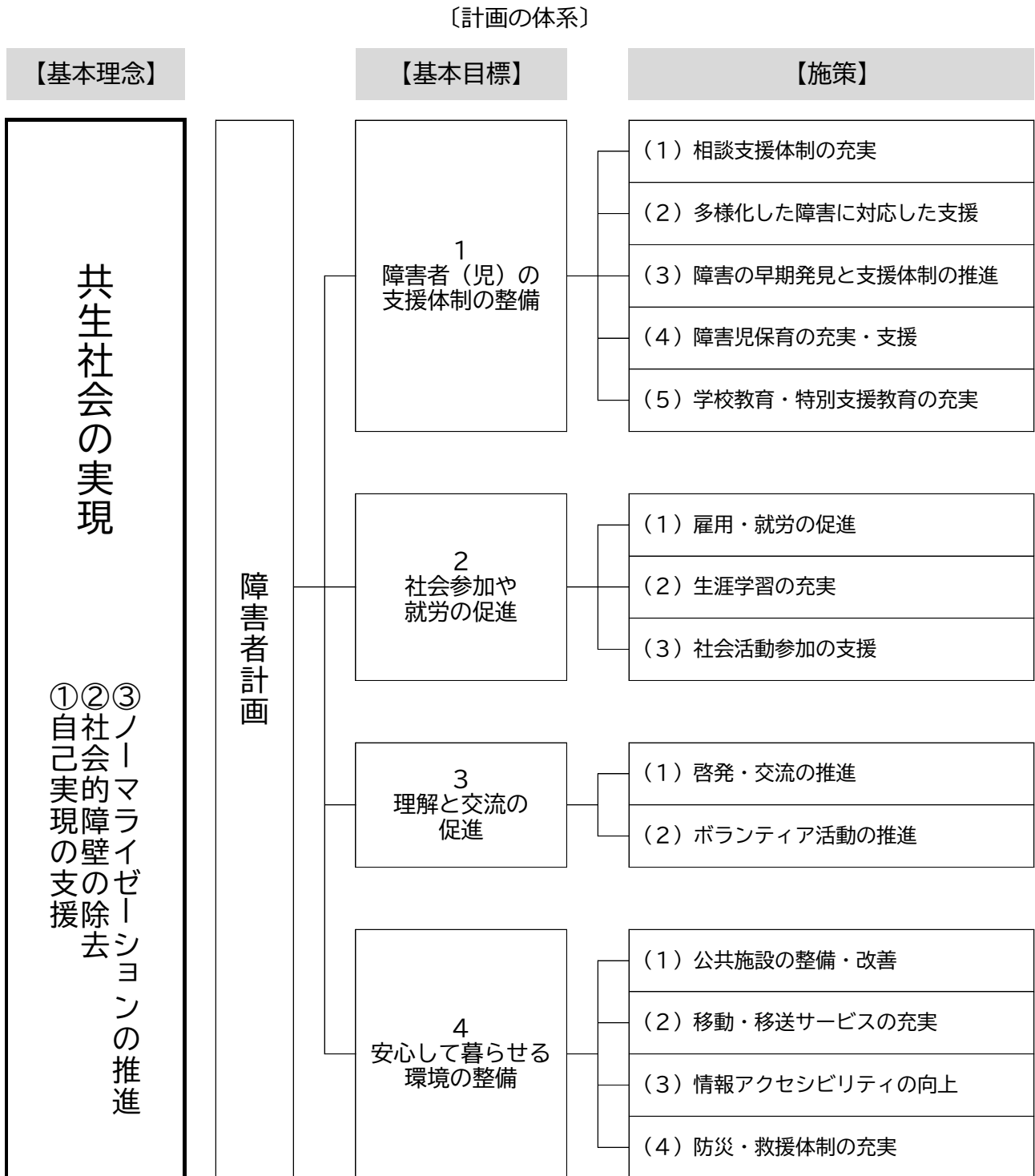
また、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫、障害のある人への合理的な配慮を行える人材を育成します。

### ③ ノーマライゼーションの推進

障害のある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる共生社会を目指すため、理解と交流を促進し、心のバリアフリーを押し進めます。

すべての人がお互いの人格や個性を尊重し合いながら、誰もが快適に暮らせる共生社会をつくることで、すべての人の人権が尊重されるノーマライゼーションの実現を目指します。

### 3. 障害者計画の体系



〔障害者計画の実施事業〕

基本目標	施策	障害者計画の実施事業
1	(1)	①特定相談支援事業所の整備 ②市役所内・各種関係機関の連携 ③障害者虐待防止の推進
	(2)	④発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者等の障害の多様化に応じた支援体制の充実 ⑤高齢障害者への介護保険サービス利用の支援 ⑥障害者相談員活動の充実 ⑦権利擁護の推進
	(3)	⑧早期発見と支援体制の推進 ⑨健診のフォローと関係機関の連携
	(4)	⑩集団保育における保育所等への支援 ⑪保健・福祉・教育の連携
	(5)	⑫特別支援教育の充実 ⑬学校における福祉教育の実施
2	(1)	⑭清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実 ⑮法定雇用率の水準維持 ⑯障害者施設製品の販路拡大・物品等の優先調達の推進
	(2)	⑰生涯学習の機会の充実 ⑱図書館サービスの充実
	(3)	⑲障害者スポーツ、レクリエーションの促進 ⑳文化・芸術活動の促進
3	(1)	㉑心のバリアフリーの推進 ㉒地域と施設の交流を促進 ㉓「障害者週間」の普及・啓発活動の促進
	(2)	㉔ボランティア活動の支援
4	(1)	㉕公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ㉖歩行環境の整備 ㉗公共交通機関事業者への要望
	(2)	㉘コミュニティバスの利便性の向上 ㉙公共施設の障害者専用駐車スペースの確保 ㉚福祉有償運送事業者への支援
	(3)	㉛情報アクセシビリティの向上 ㉜選挙における配慮 ㉝障害に配慮した窓口対応の向上 ㉞意思疎通支援の充実
	(4)	㉟避難行動要支援者登録制度の普及・推進 ㊱防災・救援体制の確立

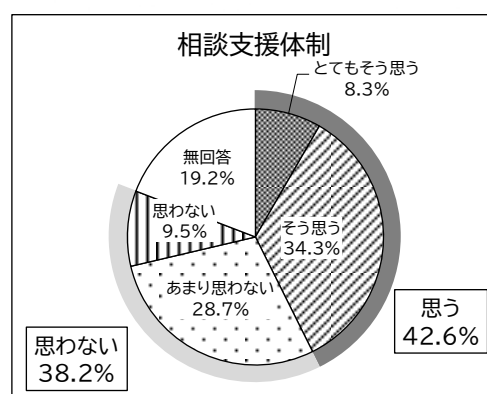
## 第 2 章 施策の展開

### 基本目標 1 障害者(児)の支援体制の整備

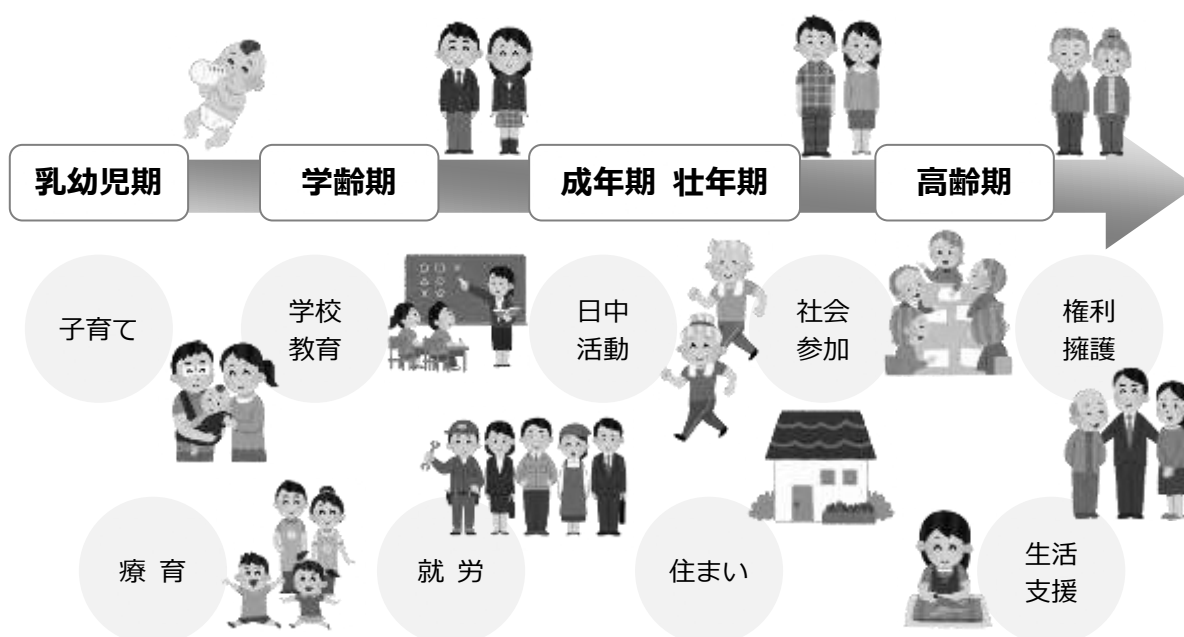
障害者総合支援法では、障害者が望む地域での生活を実現するために必要なサービスやさまざまな地域の資源を組み合わせて利用し、障害者が支援チームによって支えられ安心した地域生活が可能となることを目指しています。平成 27 年 4 月からはサービスや資源を有機的に結びつけ、サービス提供者・関係者を調整し、支援チームで障害者を支えるための具体的支援を表したサービス等利用計画の作成が、サービスを利用するすべての方に必要となりました。

「清瀬市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に向けた調査(以下、「計画策定に向けた調査」という。))における市の障害福祉施策の評価では、相談支援体制は「すすんでいる(充実している)と思う」が「思わない」よりも 4.4 ポイント高い結果となりました。また、障害者(児)が地域で安心して暮らしていくために、「相談支援体制の充実」を望む人の割合が4割近くとなっています。悩みごとや困ったことの相談先について、「相談するところがない(6.5%)」や「相談するところがない(7.7%)」といった意見もいただきました。今後も継続して支援体制を充実させること、及びその情報が必要な人へ周知されるような取り組みが求められています。

〔計画策定に向けた調査より〕



〔継続的な相談支援のイメージ〕



〔ライフステージに応じた支援の一例〕

乳幼児期	学齢期	成年期 壮年期	高齢期
← 家族支援、権利擁護、虐待防止 →			
早期発見・早期療育 発達・発育のこと 育児に関すること	教育・学習 放課後支援のこと 就労・将来のこと	経済的なこと 病気・医療のこと 金銭管理 就労・将来のこと 社会参加や活動の場	経済的なこと 介護保険サービス 住まい 加齢によって生じる困難なこと リハビリ 社会参加や活動の場

### （施策1）相談支援体制の充実

障害のある人が身近なところで安心して相談ができ、適切な助言や援助が受けられる支援体制を充実させることが求められています。地域において安心して主体的な生活を送るために、障害の種類やライフステージに応じて継続的な相談支援と一人ひとりの状況に合った選択ができるよう、切れ目のないサービスの提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要
①	特定相談支援事業所の整備	特定（障害児）相談支援事業所の指定を行う。 指定を受けた事業所の運営が適正に行えるよう支援する。
②	市役所内・各種関係機関の連携	庁内の関係各課との連携、及び関係機関との情報交換が行いやすい関係づくりと連携を進める。
③	障害者虐待防止の推進	障害福祉課で虐待の通報・届出などの受付、及び障害者の安全確認・事実確認・養護者支援を行う。 市民や関係機関への啓発を行い、虐待防止を推進する。

### （施策2）多様化した障害に対応した支援

発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等は適切なサービスにつながりにくい傾向がありました。また、障害のある女性や障害のある子どもは虐待や権利侵害など複合的な困難を抱えやすい状況にあります。そして、障害のある65歳以上の方は障害福祉サービスから介護保険サービスに移行しますが、それまでの生活の質を維持するための支援が必要となります。このような制度の谷間や制度上の理由で適切なサービスを受けられない人をなくすために、関係機関の連携を強化し多様化した障害に対応した相談支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要
④	発達障害者・高次脳機能障害者・難病患者等の障害の多様化に応じた支援体制の充実	子どもの発達支援・交流センター、保健所、医療機関と連携する。18歳以上の発達障害者の相談に対応するため相談支援専門員のスキルアップを図る。 北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会の運営と高次脳機能障害者家族会を支援する。
⑤	高齢障害者への介護保険サービス利用の支援	障害のある65歳以上の人に、必要な介護保険サービスが受けられるよう支援する。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行においては、十分な情報提供を行う。
⑥	障害者相談員活動の充実	当事者及び家族に相談員による活動が円滑に行えるよう会場確保や相談員への情報提供及び市民への広報を行う。
⑦	権利擁護の推進	成年後見制度推進のためにきよせ権利擁護センターに補助を実施する。

### (施策3) 障害の早期発見と支援体制の推進

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズ・福祉ニーズが充足されるよう、障害のある子どもたちが地域社会の中でその子らしく成長できるよう、環境の整備を推進します。

事業番号	事業名	事業概要
⑧	早期発見と支援体制の推進	しあわせ未来センターで実施している乳幼児健診及び保育園、幼稚園、子どもの発達支援・交流センター等と連携し、発達・発育の遅れや気になる子どもの早期発見・早期支援を行う。
⑨	健診のフォローと関係機関の連携	しあわせ未来センター、子どもの発達支援・交流センター、子ども家庭支援センターの3センター及び保育園、幼稚園、医療機関、療育機関、学校と連携する。

#### (施策4) 障害児保育の充実・支援

市内には障害のある子どもの通園施設として、子どもの発達支援・交流センターと日本社会事業大学附属子ども学園があります。また、市内の保育園、幼稚園でも障害のある子どもの受け入れが進んでいます。子どもの発達支援・交流センターによる保育園、幼稚園、学校に対する巡回相談等や、障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座の実施により人材の育成を進めています。これらの活動は就学した後の子どもの支援にもつながっています。今後も、子どもの多様性に応じたさまざまな受け入れ態勢を充実させながら障害児保育の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要
⑩	集団保育における保育所等への支援	保育園、幼稚園の障害児保育を充実させるために子どもの発達支援・交流センターの巡回相談、研修を行う。
⑪	保健・福祉・教育の連携	しあわせ未来センター、保育園、幼稚園、療育機関、教育部門と連携し、対象児童のよりよい支援を行う。

#### (施策5) 学校教育・特別支援教育の充実

就学支援シートを活用して、就学前通所先と小学校・特別支援学校で障害のある児童についての情報を共有していきます。就学時には障害の特性に応じた学びの場についての情報を保護者に提供し、それぞれの児童に適した選択ができるよう支援します。また、就学中の学習や発達面での不安や悩み、転学の相談にも丁寧に対応します。

教育委員会では特別支援教育推進のため平成29年度から市内小学校に特別支援教室を設置しています。特別支援教室では障害の特性に対応するため少人数で個々の児童・生徒に合った指導計画を作成し指導しています。

事業番号	事業名	事業概要
⑫	特別支援教育の充実	一校あたりの特別支援学級数を減らして、指導スペースにゆとりをもたせる。 一校一障害種として、通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人ひとりに応じた指導を実現させる。
⑬	学校における福祉教育の実施	小中学校の「総合的な学習の時間」等において、乳幼児・高齢者、障害者等との交流等により福祉教育を進める。



## 基本目標 2 社会参加や就労の促進

### (施策1) 雇用・就労の促進

働くことは障害の有無にかかわらず、生きがいや自己の実現、社会参加につながる大切な要素です。とりわけ働く機会の提供や支援は経済的自立や社会的自立を実現するための重要な施策と言えます。

「計画策定に向けた調査」では、障害者(児)が地域で安心して暮らしていくために、「雇用・就労支援の充実」を望む人の割合が3割半ばとなっています。特に、18歳未満及び18～39歳では、5割を超える方が望んでいます。

清瀬市を所管するハローワーク三鷹管内(三鷹市、武蔵野市、東久留米市、西東京市、清瀬市)における平成28年の民間企業(常用労働者数50人以上で法定雇用率適用)の障害者雇用率は1.93%であり、全国(1.92%)、東京都(1.84%)を上回っています。一方で、障害者雇用率の設定は年々引き上げられており、現在の民間企業の法定障害者雇用率は2.3%です。今後とも、さらに障害のある方の雇用を促進するための取り組みを進めていきます。

#### 〔障害者雇用率の推移〕

	H25年 2013年	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	R1年 2019年	R2年 2020年	R3年 2021年	R4年 2022年
法定雇用率	2.0%						2.2%		2.3%	
全国	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%
東京都	1.72%	1.77%	1.81%	1.84%	1.88%	1.94%	2.00%	2.04%	2.09%	2.14%
三鷹管内	1.87%	1.78%	1.85%	1.93%	1.86%	1.95%	2.04%	2.08%	2.26%	2.36%

※各年6月1日現在の障害者の雇用状況(厚生労働省、東京都、)

事業番号	事業名	事業概要
⑭	清瀬市障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実	ハローワーク三鷹、障害者職業センター、障害者を雇用する企業などの関係機関と連携し、障害者の就労を支援する。
⑮	法定雇用率の水準維持	市の障害者雇用率を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている法定雇用率以上の水準維持に努める。
⑯	障害者施設製品の販路拡大・物品等の優先調達の推進	市役所などの公共施設でパンなどの障害者施設製品の販路拡大を支援し、庁内に障害者施設からの優先調達等を働きかける。

## (施策2) 生涯学習の充実

障害のある方が障害の種別にかかわらず、興味・関心のあるものに取り組むことは、知ることの欲求を満たすばかりでなく、人との交流の広がりや充実した日常生活につながるものです。多様化・高度化するニーズに応え、利用しやすい運営内容等の工夫について関係機関に協力を求め、障害のある方の生涯学習の機会と場の提供を促進します。

事業番号	事業名	事業概要
⑰	生涯学習の機会の充実	障害の種別にかかわらず、多様化・高度化する市民のニーズに応えられるよう生涯学習の機会を提供する。
⑱	図書館サービスの充実	図書館において対面朗読サービス、音訳サービス、図書の宅配サービス、点字図書、大型活字本、インターネットによる情報提供、また、清瀬特別支援学校での読み聞かせなど、障害に配慮したサービスの提供を進める。

## (施策3) 社会活動参加の支援

障害のある方が地域のさまざまな活動に積極的に参加することは、健康づくりや生きがいにつながるものです。身近な市民と交流を図りながら、社会・文化活動に参加する機会が広がるよう各種の主催団体等に協力を求め、障害のある方の社会活動への参加を促進します。

事業番号	事業名	事業概要
⑲	障害者スポーツ、レクリエーションの促進	スポーツ大会への参加や地域でスポーツ、レクリエーションに親しむ機会を増やす。
⑳	文化・芸術活動の促進	作品展や音楽祭を開催し、文化・芸術活動を充実させる。

## 基本目標 3 理解と交流の促進

「計画策定に向けた調査」では、障害者(児)が地域で安心して暮らしていくための重要な施策として、「障害や病気に対する理解の促進」がもっとも多くの回答があり、5割を超える方が望んでいます。特に、18～39歳では7割近く、18歳未満では6割を超える方が望んでいます。また、働きやすい環境にするために必要なことにおいても、「周囲の人たちに障害や病気への理解がある」ことがもっとも多くの回答がありました。共生社会の実現に向けて、福祉・教育・地域等と連携しながら理解と交流を促進します。

### (施策1) 啓発・交流の推進

事業番号	事業名	事業概要
⑳	心のバリアフリーの推進	市民にノーマライゼーションの理念の理解が進み、障害や障害のある人への理解や配慮が広がる啓発活動を行う。 ヘルプカードを普及させる。
㉑	地域と施設の交流を促進	障害者施設と地域住民の交流を進めるイベントなどの開催を支援する。
㉒	「障害者週間」の普及・啓発活動の促進	毎年12月3日～9日の障害者週間に合わせ、広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者自身の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、市報の活用や講演会の実施、障害者施設の紹介、作品展示や販売を行う。

### (施策2) ボランティア活動の推進

事業番号	事業名	事業概要
㉓	ボランティア活動の支援	手話サークル・高次脳機能障害者家族会・視覚障害者・身体障害者等の当事者団体の活動の支援や、きよせボランティアセンターに登録する団体等の自発的な活動を支援する。

## 基本目標 4 安心して暮らせる環境の整備

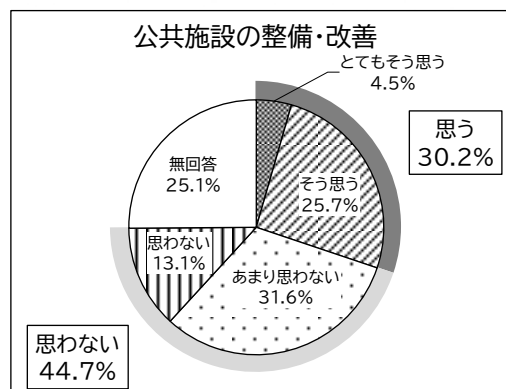
障害のある人や高齢者に限らず、すべての市民が安心して暮らし、社会参加できる環境を整備することは重要なことです。安全で快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、安全に通行できる歩行環境、公共交通機関の整備を進めます。

### (施策1) 公共施設の整備・改善

「計画策定に向けた調査」における市の障害福祉施策の評価では、公共施設の整備・改善は「すすんでいる(充実している)と思う」が「思わない」よりも 14.5 ポイント低い結果となりました。また、障害者(児)が地域で安心して暮らしていくための重要な施策として、「建物・道路などのバリアフリー化」を望む方が約3割います。

市役所新庁舎の建設にあたっては、障害当事者や高齢者などを含む市民からの意見を取り入れ、設計に反映させました。今後も、すべての市民が利用しやすい公共施設の整備・改善に取り組んでいきます。

〔計画策定に向けた調査より〕



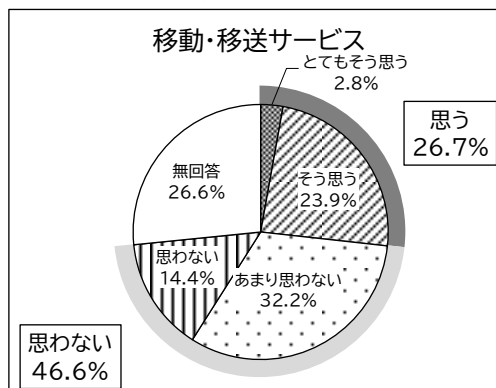
事業番号	事業名	事業概要
②⑤	公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	既にある施設において安全で使いやすいものに整備し、「だれでもトイレ(多目的トイレ)」の設置を進める。
②⑥	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離、点字ブロックの敷設など誰もが安全に通行できる歩行環境を整備する。 放置自転車、不法看板などを撤去し、安全に通行できる環境づくりをする。
②⑦	公共交通機関事業者への要望	鉄道・バス事業者には、誰もが安全に快適に利用できる交通環境にするために、駅舎の改修・ノンステップバスの導入、行き先の電光表示、停留所の整備等について要望する。

## (施策2) 移動・移送サービスの充実

「計画策定に向けた調査」における市の障害福祉施策の評価では、移動・移送サービスは「すすんでいる(充実している)と思う」が「思わない」よりも 19.9 ポイント低い結果となりました。また、外出手段の支援(福祉タクシー利用助成、ガソリン費の助成等)を「利用している」もしくは「利用したい」方が4割を超えています。

障害のある人の移動を円滑にすることはもちろんのこと、すべての市民の交通利便性の向上を目指します。

〔計画策定に向けた調査より〕



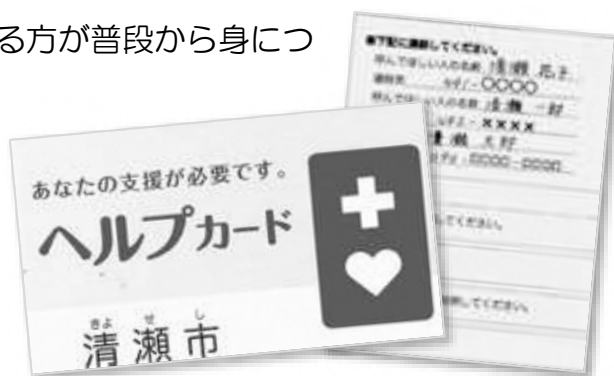
事業番号	事業名	事業概要
⑳	コミュニティバスの利便性の向上	平成 29 年度に公共交通全般に関する市民アンケートを行った。運行本数の増便、路線延伸・拡大への要望が多い結果を得ている。市民の要望を取り入れながら、市民生活の利便性を向上させる。
㉑	公共施設の障害者専用駐車スペースの確保	公共施設の駐車場は建物入口付近に障害のある人が優先して使用できる専用スペースを確保している。今後公共的な建築物についても優先スペースを確保するよう協力を求める。
㉒	福祉有償運送事業者への支援	福祉車両などで移送を行う福祉有償運送サービスを実施している事業者に補助を行い、外出に支援を必要とする障害のある人や高齢者等の移動を円滑にする。

## コラム

### ご存じですか？「ヘルプカード」

「ヘルプカード」は障害や難病等のある方が普段から身につけておくことで、日常生活や災害時などの困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。

中面には、手助けしてほしいことや伝えたいこと、連絡先などを記載できます。



### (施策3) 情報アクセシビリティの向上

「情報アクセシビリティ」とは障害のある人や高齢者など、だれもが必要とする情報をだれもが同じように簡単に入手し利用できることをいいます。特に視覚や聴覚などの障害により情報の取得や伝達に困難を生じる方には、1つの情報伝達方法だけでは伝わらない場合があるので、複数の方法を用いるなどの配慮が必要です。

「計画策定に向けた調査」では、障害福祉に関する情報の入手方法として、「市の広報誌(音声版を含む)」がもっとも多く5割近くの方が回答しています。次いで、「市のホームページ」が4割を超えています。

今後も、電話、FAX、電子メール、出版物の音訳、手話通訳、要約筆記等により、情報弱者をつくらない環境を整えます。

事業番号	事業名	事業概要
③①	情報アクセシビリティの向上	市の発行物の音声版を作成し、市のホームページには読み上げ機能をつける。 インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種の申請の整備を進める。
③②	選挙における配慮	点字投票・代理投票・不在者投票を実施する。 投票所内の合理的配慮を進める。 声の選挙公報を作成する。
③③	障害に配慮した窓口対応の向上	車いす利用者が対面しやすい高さのカウンターの導入、電光表記による呼び出し等の環境整備や、筆談で対応する、わかりやすい言葉を使用するなど職員が障害に配慮した対応を行う。 また、職員に対して必要な研修を行う。
③④	意思疎通支援の充実	聴覚・音声言語障害のある人に手話通訳・要約筆記者を派遣し、市主催の講演会などに手話通訳をつける。 手話奉仕員養成研修の実施により、手話を理解する市民を増やす。

## (施策4) 防災・救援体制の充実

「計画策定に向けた調査」では、地震や災害などの緊急時に「ひとりで避難することができない」と回答した方が約3割いました。また、障害者(児)が地域で安心して暮らしていくために、「災害時の支援体制の整備」を望む人が3割を超えています。災害時の対策として充実してほしいことでは、「障害や病気に配慮した避難所整備・備蓄品の確保」がもっとも多く約5割の方が回答しています。

令和3年に災害対策基本法が改正され、優先度の高い対象者の個別避難計画の作成についても盛り込まれました。一方、「計画策定に向けた調査」では、避難行動要支援者登録制度を「知らない」と回答した方が約7割でした。

災害時に支援を必要とする障害のある方とその家族が安全に避難するためには、避難場所への避難方法や安否確認など、支援体制の整備が必要です。また、障害により一般の避難所での生活が困難な方への対策も求められています。

市では、避難行動要支援者登録制度を推進するとともに、防災訓練や福祉避難所となる施設との協定、災害時備蓄品の準備などを行っていますが、日頃から市民自らが災害に備えることや地域の中で顔見知りの関係を築く等により自助、共助の体制をつくることも大切なことです。

事業番号	事業名	事業概要
③⑤	避難行動要支援者登録制度の普及・推進	避難行動要支援者登録制度を普及させ、登録者を増やす。登録者の更新・変更など名簿の管理と有効な活用システムを構築する。
③⑥	防災・救援体制の確立	総合防災訓練を実施し、避難方法や避難所・福祉避難所の開設、備蓄品等の整備を進める。 災害時に要支援者となりうる方の救援方法について地域の体制を整備する。

## コラム

### いざ！という時に備えて

#### 「避難行動要支援者登録制度」に登録をしましょう

地震や台風・大雨などの大きな災害が起こった時に、自分で身を守ることが難しい方にいち早く的確にお住いの地域で援助を受けることができるよう「避難行動要支援者登録制度」への登録を勧めています。

この名簿は市民の防災を担う支援組織（警察・消防など）と共有することで平常時から日常の声かけなどの見守り・避難訓練や災害時の安否確認・避難行動に役立つものです。



[水防訓練での避難所設営]

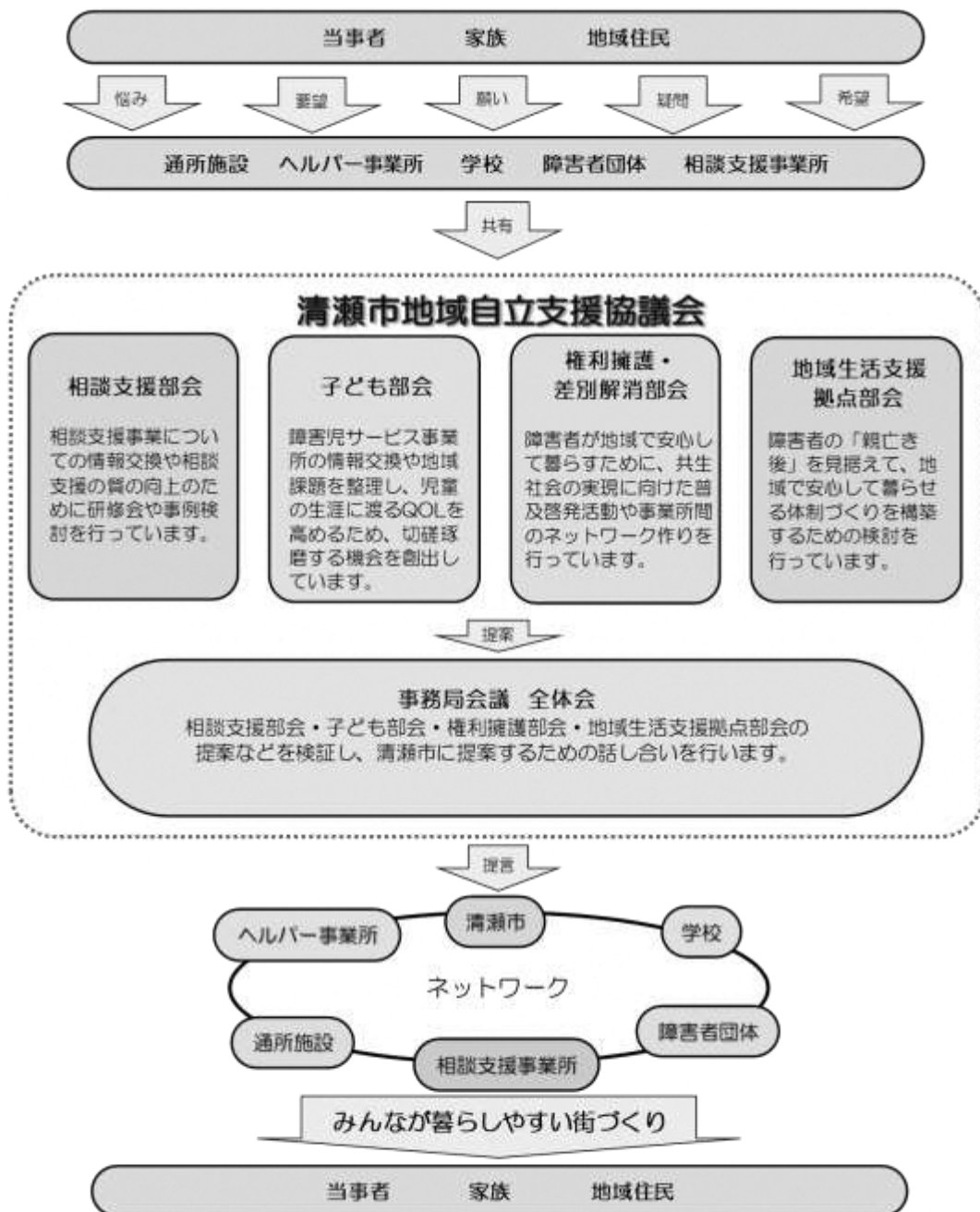
Q

地域自立支援協議会とは何ですか？

A

相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校、就労等の関係機関、障害当事者団体や地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年2回程度の定期的な全体会議を行っております。その他に、分野別のテーマについて関係機関が集まって協議する4つの専門部会を開催しています。協議会では、本計画の進捗・評価も行います。

### 「地域自立支援協議会」を図に表すと・・・





## **第 3 部**

### **第 7 期障害福祉計画 (第 3 期障害児福祉計画)**



# 第 1 章 重点施策と成果目標

## 1. 第6期障害福祉計画(令和3～5年度)の数値目標の達成状況

### (1) 施設入所者の地域生活への移行促進

#### ① 地域生活移行者の増加

○施設入所者の地域生活への移行においては、これまでの本市の実績や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、令和元年度末時点の施設入所者数56人のうち、令和5年度末までに2人を地域生活に移行することを目標として設定しました。なお、国からは令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域に移行するとの目標が示されました。

#### ② 施設入所者の削減

○地域生活者の日常生活支援が父母による場合、親なき後の生活を維持するために施設入所を希望する方もいる現状があり、施設入所者数の削減においては、プラスマイナスゼロを本市の目標と設定しました。なお、国からは令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減するとの目標が示されました。

〔目標及び実績〕

項目	基準値 R元年度	目標値 R5年度	実績値 R4年度	考え方
【基準】 令和元年度の施設入所者数(A)	56人			令和元年度末時点の施設入所者数
【成果目標①】 地域生活移行者数(B)		2人 (3.5%)	0人	(A)のうち、令和5年度末までに施設から地域生活へ移行する人数
内訳 その他要因による退所者(C)			9人	(A)のうち、令和4年度末までに介護施設移行や死亡などの理由により退所した人数
新規入所者数(D)			6人	令和4年度末までに新たに施設入所支援が必要となった人数
令和5年度末の入所者数(E)		56人	53人	(A) - (B) - (C) + (D)
【成果目標②】 施設入所者削減数		0人 (±0%)	3人	(A) - (E) 令和5年度末までに削減する施設入所者数

※目標値は令和5年度末時点、実績値は令和4年度末時点の数値である。

○本市においては、地域生活移行の希望者に対して在宅生活に必要な相談支援等を行いましたが、地域生活移行者数は0人となり、目標に達していません。

○その他の要因により9人退所され、一方6人が新たに施設入所したため、令和4年度末の入所者数は53人となりました。施設入所者削減数は3人となっています。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 第5期障害福祉計画の成果目標に基づき、清瀬市精神保健福祉担当者連絡会の役割を見直し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議する場を設置しました。当連絡会は22機関24名が参加しており、この規模を保ちながら年3回程度開催し、地域生活に伴うさまざまな課題を整理した上で、精神障害者の暮らしを支える連携体制の構築について協議を継続しています。
- なお、令和2年に示された国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域移行に関する目標値が設定されました。これらの成果目標については、都道府県が設定することとされているため、本市においては目標値を設定しませんでした。しかし、病院、診療所、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員等と連携しながら、必要に応じて地域移行支援や地域定着支援等のサービスを活用し、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援しました。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

- 障害のある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等)の集約等を行う地域生活支援拠点等の整備に関して、本市においては面的整備を進め、相談支援事業所の登録数が増加しました。しかし、緊急時の受け入れ・対応における、短期入所を行う事業所の登録数は現状維持となっています。
- また、地域生活支援拠点の専門部会を令和3年に立ち上げ、各機能を充実させるために協議を行ってきました。現在は、短期入所の事業所登録数を増やすべく、対象事業所への声掛けを行っています。また、体験の機会・場を提供すること、並びに地域の体制づくりを進めるにあたって、これに対する課題と解決策を検討しています。
- なお、国からは令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討するという目標が示されました。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

○福祉施設から一般就労への移行においては、令和元年度の一般就労移行者数13人を踏まえて、令和5年度では17人を一般就労へ移行することを目標として設定しました。また、そのうち、就労移行支援事業の利用者を12人、就労継続支援A型の利用者を1人、B型の利用者を4人とすることを目標としました。なお、国からは令和元年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数の1.27倍以上、そのうち就労移行支援事業は1.30倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目指すという目標が示されました。

〔目標及び実績〕

項目	基準値 R元年度	目標値 R5年度	実績値 R4年度	考え方
【基準】 令和元年度の一般就労移行者数	13人			令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
内訳	就労移行支援事業による一般就労移行者数	12人 (1.30倍)	12人 (1.33倍)	就労移行支援事業所を退所し、一般就労した人の数
	就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人 (1.26倍)	1人 (1.00倍)	就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
	就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	4人 (1.23倍)	1人 (0.33倍)	就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数		17人 (1.27倍)	14人 (1.08倍)	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

※目標値は令和5年度末時点、実績値は令和4年度末時点の数値である。

※( )内の活動指標の倍数は、国の指針を基本として記載している。

○令和4年度は、就労移行支援事業により一般就労に移行した人は12人、就労継続支援A型事業から一般就労に移行した人は1人と目標を達成しておりますが、就労継続支援B型事業から一般就労に移行した人は1人と目標を下回っています。

##### ② 就労定着支援事業の利用者数の増加

○就労移行支援事業の利用者数においては、国から令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用するという目標が示されました。本市においても同様に設定しました。

〔目標及び実績〕

項目	基準値 R元年度	目標値 R5年度	実績値 R4年度	考え方
【基準】 就労移行支援事業による一般就労移行者数				
【目標値】 就労定着支援事業を利用する者の割合		7割 (7割以上)	36.6%	令和5年度末において、就労移行支援事業により一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

※目標値は令和5年度末時点、実績値は令和4年度末時点の数値である。

○就労移行支援事業等により一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した人の割合は36.6%となっています。

### ③ 就労定着率に関わる事業所の割合

- 就労定着支援事業の就労定着率については、国から令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、全体の7割以上とするという目標が示されました。本市においては、市内に就労定着支援事業所がないため、目標を設定していません。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 国から、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする、また、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするという目標が示されました。
- 本市においては、日本社会事業大学附属子ども学園が児童発達支援センターとして機能しており、既に目標を達成しています。また、保育所等訪問支援につきましても、実施を継続してまいります。

### ② 重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 本市においては、障害状況に応じた受け入れについて市内の事業所や相談支援専門員と調整しており、取り組みを継続して行っています。
- また、新規事業所が設置される際には、重症心身障害児を支援する体制の整備を求めています。事業所の体制等により確保に至っておらず、今後も取り組みを継続することとします。
- なお、国からは令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とするという目標が示されました。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 国から、令和5年度末までに各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするという目標が示されました。
- 本市においては、一人ひとりの医療的ケア児に対する個別支援に取り組んでおり、包括的な連携を図るための協議の場を設けておりません。今後も個別支援に努めながら、必要に応じて協議の場及びコーディネーターの設置を検討します。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

- 国から、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するという目標が示されました。
- 本市においては、地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会において、相談支援体制を強化する目的として、相談支援専門員同士で情報網を構築しました。これは、利用者のニーズに合わせた支援を提供するため、必要情報の共有を目的としています。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 国から、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者が真に必要とするサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいとされました。また、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するという目標が示されました。
- 本市においては、相談支援専門員や各事業所と連携を図り、利用者が必要とするサービスを提供しており、今後も適時検証してまいります。また、東京都が実施する指導監査においても、対象事業者に対して助言指導を行い、引き続き、障害福祉サービス等の質を高めるために取り組んでまいります。

## コラム

### 【成年後見制度の利用促進】

成年後見制度は、認知症、知的障害または精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。この成年後見制度の利用を促進するために、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の構築と、権利擁護支援の「中核となる機関（中核機関）」を設置いたしました。

## コラム

### 【障害者週間】

12月3日～9日は障害者週間

障害者週間に合わせて、市内の障害者施設の紹介、作品展示を通して、地域社会の理解と交流を促進します。



[障害者週間に1Fフロアに展示した作品]

## 2. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における重点項目

- 国の基本的理念を踏まえながら、特に本市の課題とすべきことや、社会情勢が変化する中で新たな対応が必要となることを重点項目として挙げています。
- 本計画期間(令和6～8年度)では、「障害者計画の基本理念」の観点から、次の2つを重点項目として設定します。

### ◆重点項目1 「自己実現の支援」の推進

相談支援の質の向上を図り、障害当事者の自己実現を支援するために必要な体制の強化を進めます。障害当事者の自己実現のため、ニーズを把握し、地域自立支援協議会ならびに専門部会を中心に活動してまいります。また、必要な支援を提供するため、地域支援者においては、研修会や勉強会への参加により人材育成を進め、支援提供に関する情報を共有する機会を創出し、相談支援の質の向上を目指してまいります。

#### 国の指針：【意思決定支援の促進】

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 一 基本的理念

##### 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

#### 二 意思決定支援の促進

都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努める必要がある。

### ◆重点項目2 「社会的障壁の除去」の推進

地域自立支援協議会の専門部会である権利擁護・差別解消部会において、障害者週間による普及啓発活動を主軸とし、障害当事者が社会参画できる場を提供していきます。また、広く多くの方に障害や障害当事者の理解を促進していくため、他機関と連携を図り、講演会の実施や障害当事者が参加する各種活動を支援してまいります。「社会的障壁の除去」が推進されることによって、障害者計画の基本理念にかかげる「ノーマライゼーションの推進」を図り、障害者基本法ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律がかかげる基本理念である“障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現”を目指してまいります。



### 3. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6～8年度)の成果目標

○第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に向けて国の定める基本指針の見直しが行われました。本市においては、以下のように数値目標を設定することとします。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ① 地域生活移行者の増加

○福祉施設入所者の地域生活への移行において、本市では障害の状況や本人・家族の意向を踏まえて地域生活移行に取り組んでおります。

○これまでの本市の実績と状況を考慮し、令和4年度末時点の施設入所者数53人のうち、令和8年度末までに4人を地域生活に移行することを目標として設定します。

##### ② 施設入所者の削減

○一方で障害の重度化や本人・家族の高齢化などの理由により、施設入所のニーズも想定されます。

○これまでの本市の実績と状況を考慮し、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の入所者数相当(増減なし)とすることを目標として設定します。

##### ③ 地域生活移行に向けた協議

○地域自立支援協議会の専門部会を中心に、障害者ならびに障害児の地域生活を見据えた体制整備について協議してまいります。

#### 【目標】

項目	数値 (成果目標)	考え方
【基準】 令和4年度の施設入所者数(A)	53人	令和4年度末時点の施設入所者数
【成果目標①】 地域生活移行者数	4人 (7.5%)	(A)のうち、令和8年度末までに施設から地域生活へ移行する人数
【成果目標②】 施設入所者削減数	0人 (増減なし)	令和8年度末までに削減する施設入所者数

国の指針：①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること

②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 本市においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議する場を設置しており、当連絡会に 23 機関 24 名が参加しております。今後もこの規模を保ちながら年 3 回程度開催し、地域生活に伴うさまざまな課題を整理した上で、精神障害者の暮らしを支える連携体制の構築について協議をしてまいります。
- 当成果目標については、都道府県が設定することとされているため、本市においては目標設定を行いません。
- 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、本市においては、引き続き病院、診療所、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員等と連携しながら、必要に応じて地域移行支援や地域定着支援等のサービスを活用し、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援することとします。必要となる障害福祉サービスの見込み量については、第 2 章「障害福祉サービス等の充実」に掲載します。

### 【目標】

- 都道府県が目標設定するため、本市では設定しない。

国の指針：①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数の平均を 325.3 日以上とすること  
②精神病床における一年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)を算定式にそって設定すること  
③精神病床における早期退院率について、入院後三か月時点の退院率については 68.9%以上、六か月時点 84.5%以上、一年時点 91.0%以上とすること

## (3) 地域生活支援の充実

### ① 地域生活支援拠点等の整備及び支援体制の構築等

- 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める必要があります。また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討するという目標が国から示されました。
- 本市においては、面的整備を進め、相談支援事業所の登録数は増加しています。また、地域生活支援拠点の専門部会を令和 3 年に立ち上げ、各機能を充実させるために協議を行ってきました。
- しかし、緊急時の受入・対応における、短期入所を行う事業所の登録数は増えていないため、短期入所事業所登録数を増やすため、対象事業所への声掛けを行っています。さらに、体験の機会・場を提供すること、並びに地域の体制づくりを進めるにあたって、これに対する課題と解決策を検討しています。

## ② 強度行動障害を有する者の支援ニーズ把握及び支援体制の整備推進

- 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握及びニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要です。
- 本市においては、地域生活支援拠点等の整備を図り、支援体制及び連絡体制の構築を進めてまいります。そのため、支援ニーズの把握に努め、地域生活支援拠点等を中心に支援体制の整備を進めてまいります。

国の指針：①地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

- 就労移行支援事業等を通じて、福祉施設の利用から一般就労への移行を推進します。
- これまでの本市の実績と状況を考慮し、福祉施設から一般就労への移行においては、令和3年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数の1.28倍以上、そのうち就労移行支援事業は1.31倍、就労継続支援A型事業は1.29倍、就労継続支援B型事業は1.28倍を目標として設定します。

#### 【目標】

項目		基準値 令和3年度	目標値 (活動指標)	考え方
【基準】 令和3年度の一般就労移行者数		12人		令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
内 訳	就労移行支援事業による 一般就労移行者数	11人	14人 (1.31倍)	就労移行支援事業所を退所し、一般就労した人の数
	就労継続支援A型事業から 一般就労への移行者数	1人	1人 (1.29倍)	就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
	就労継続支援B型事業から 一般就労への移行者数	0人	1人 (1.28倍)	就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 施設入所者削減数			16人 (1.33倍)	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

※( )内の活動指標の倍数は、国の指針を基本として記載している。

国の指針：①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること

具体的には、就労移行支援事業については令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこと

## ② 一般就労への移行を推進する就労移行支援事業所の増加

- 就労移行支援事業所については、一般就労への移行において重要な役割を担っており、事業所ごとの実績確保や向上を図るため、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

### 【目標】

項目	目標値
【成果目標】 就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割

国の指針：②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること

## ③ 就労定着支援事業の増加

- 障害者が一般就労に定着することも重要です。本市においては、実績及び実情を踏まえて、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍にすることを目標として設定します。
- 合わせて、就労定着支援事業の就労定着率についても、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分とすることを目標として設定します。

### 【目標】

項目	基準値 令和3年度	目標値 (活動指標)	考え方
【基準】 令和3年度の 就労定着支援事業の利用者数	11人		令和3年度において就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 令和8年度の 就労定着支援事業の利用者数		15人 (1.41倍)	令和8年度において就労定着支援事業を利用する人の数
【成果目標】 就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が7割以上の事業 所の割合		2割5分	

※( )内の活動指標の倍数は、国の指針を基本として記載している。

国の指針：③就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすること  
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国は令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とすると目標を示しています。
  - また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする目標も国から示されています。
  - 本市においては、日本社会事業大学附属子ども学園が児童発達支援センターとして機能しており、既に児童発達支援センターを設置しております。
  - また、保育所等訪問支援につきましても、既に実施をしており、今後も継続してまいります。

国の指針：①各市町村又は各圏域に児童発達支援センターを1カ所以上設置すること  
全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築すること

## ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- 聴覚障害児を含む難聴児が、適切な支援を受けられるよう総合的に支援を推進するための計画策定及び関連機能の連携体制の構築が求められています。
- 当成果目標については、都道府県が設定することとされているため、本市においては目標設定を行いませんが、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の新規購入費及び耐用年数経過後の購入に要する費用を助成することにより、言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とするため、清瀬市中等度難聴児発達支援実施要綱を定めております。

国の指針：②都道府県において、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定すること  
各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築すること

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、支援を行っていくことが重要と考えております。
- 新規事業所が設置される際には、重症心身障害児を支援する体制の整備を求めています。事業所の体制等により確保に至っておらず、今後も取り組みを継続して行っています。
- また、本市においては、障害状況に応じた受け入れについて市内の事業所や相談支援専門員と調整しており、今後も取り組みを継続して行っています。

国の指針：③各市町村又は圏域に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を1カ所以上確保すること

④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携及び医療的ケア児等に関するコーディネーターが必要とされています。
- 本市においては、一人ひとりの医療的ケア児に対する個別支援に取り組んでおります。包括的な連携を図るための協議の場を設けておりませんが、今後も個別支援に努めながら、必要に応じて協議の場及びコーディネーターの設置を検討していきます。

国の指針：④各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること  
各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ることが求められています。
- また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組みも必要とされています。
- 本市においては、地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会を設置し、利用者のニーズに合わせた支援を提供するため、相談支援専門員同士で情報共有ができる場を設けております。また、当専門部会において、基幹相談支援センターに求める機能について十分に協議を行い、今後の設置に向けて検討してまいります。

国の指針：①各市町村において、基幹相談支援センターを設置すること

②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等が多様化し、また多くの事業者が参入してきていますが、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握及びニーズに合わせたサービス等の提供ができているのか検証することが求められています。
- 本市においては、相談支援専門員や各事業所と連携を図り、意思決定支援を適切に実施し、利用者が必要とするサービスを提供しており、今後も適時検証してまいります。また、東京都が実施する指導監査においても、対象事業者に対して助言指導を行い、引き続き、障害福祉サービス等の質を高めるために取り組んでまいります。

国の指針：○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築すること





## 第 2 章 障害福祉サービス等の充実（第7期障害福祉計画）

### 1. 訪問系サービス(介護給付)

#### (1) サービス内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、『介護給付』として実施される「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

サービス	内 容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

## (2) 第6期の実績と第7期の見込み

サービス	項目	見込み ／ 実績	第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	利用人数 (人/月)	見込み	－	－	－	111	111	111
		実績	118	114	103	－	－	－
	利用量 (時間/月)	見込み	－	－	－	2,664	2,664	2,664
		実績	2,578	2,236	2,641	－	－	－
重度訪問 介護	利用人数 (人/月)	見込み	－	－	－	28	28	28
		実績	27	30	27	－	－	－
	利用量 (時間/月)	見込み	－	－	－	8,000	8,000	8,000
		実績	6,757	7,160	7,910	－	－	－
同行援護	利用人数 (人/月)	見込み	－	－	－	25	24	23
		実績	30	28	26	－	－	－
	利用量 (時間/月)	見込み	－	－	－	710	700	690
		実績	741	721	721	－	－	－
行動援護	利用人数 (人/月)	見込み	－	－	－	15	16	17
		実績	8	11	13	－	－	－
	利用量 (時間/月)	見込み	－	－	－	195	209	223
		実績	108	119	168	－	－	－
上記4つ の合計	利用人数 (人/月)	見込み	175	180	185	178	181	184
	利用量 (時間/月)	見込み	8,750	9,000	9,250	11,497	11,573	11,649
	利用人数 (人/月)	実績	183	183	169	－	－	－
	利用量 (時間/月)	実績	10,184	10,236	11,440	－	－	－
重度障害者等包括支援			居宅介護等の各サービスを含む					

※ 第6期は居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の4サービスの合計値

※ 利用人数：月間の利用人数

※ 利 用 量：利用人数×1人1か月あたりの平均利用量で算出。（以下同様）

## (3) 第6期の利用実績について

○「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」の4つを合わせた利用について、令和5年度の利用人数は見込みを下回りましたが、この年も利用時間は見込みを上回りました。令和3年度及び令和4年度は人数、時間ともに見込みを上回りました。

○また、一人当たりの利用時間は長くなる傾向にあります。

#### (4) 第7期のサービス見込み量を確保するための方策

- ヘルパー不足により利用者の需要に対応できない状況が見込まれる場合は、ヘルパー養成研修の開催などを検討し、人材確保に努めます。

## 2. 日中活動系サービス(介護給付・訓練給付等)

### (1) サービス内容

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、『介護給付』として実施される「生活介護」「療養介護」「短期入所(ショートステイ)」と『訓練等給付』として実施される「自立訓練(機能訓練)」「就労選択支援」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」があります。

サービス	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、生産活動や創作活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立訓練(機能訓練)	一定の支援が必要な身体障害者等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。
就労選択支援	本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
自立訓練(生活訓練)	一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者等に対し、一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な利用開始時65歳未満の障害者等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な障害者等に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅等への訪問や対象者の来所により生活リズム、家計、体調の管理などに関する課題解決に向けて連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

## (2) 第6期の実績と第7期の見込み

サービス	項目	見込み ／ 実績	第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	利用人数 (人/月)	見込み	190	191	195	185	185	185
		実績	188	185	181	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	3,610	3,629	3,705	3,400	3,400	3,400
		実績	3,418	3,330	3,367	—	—	—
療養介護	利用人数 (人/月)	見込み	13	13	13	14	15	16
		実績	11	12	14	—	—	—
短期入所 (福祉型・ 医療型)	利用人数 (人/月)	見込み	65	70	73	55	57	59
		実績	50	59	49	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	195	210	219	131	136	141
		実績	97	106	126	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	利用人数 (人/月)	見込み	2	2	2	2	2	2
		実績	1	4	2	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	12	12	12	19	19	19
		実績	19	11	28	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	利用人数 (人/月)	見込み	7	7	7	10 (精7)	11 (精7)	12 (精8)
		実績	7 (精6)	9 (精6)	10 (精7)	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	35	35	35	70	75	80
		実績	60	55	95	—	—	—
就労移行 支援	利用人数 (人/月)	見込み	45	50	55	40	40	40
		実績	50	43	28	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	495	550	605	410	410	410
		実績	478	406	340	—	—	—
就労継続 支援A型	利用人数 (人/月)	見込み	12	13	14	13	13	13
		実績	11	14	12	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	180	195	210	190	190	190
		実績	170	192	193	—	—	—

サービス	項目	見込み ／ 実績	第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続 支援B型	利用人数 （人/月）	見込み	250	252	255	235	235	235
		実績	236	237	229	—	—	—
	利用量 （人日/月）	見込み	3,250	3,276	3,315	3,100	3,100	3,100
		実績	3,010	2,992	3,132	—	—	—
就労定着 支援	利用人数 （人/月）	見込み	16	18	21	13	14	15
		実績	11	11	12	—	—	—

※（精）は、利用人数のうちの精神障害者の人数

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の項目として精神障害者を計上する。

※ 就労選択支援は、令和7年度に向けて利用者のニーズを把握してまいります。そのため、今期においては見込み量を設定しません。

### (3) 第6期の利用実績について

- 実績が見込みを下回ったサービスが多くありました。令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限や自粛の影響もあり、日中活動系サービスの利用が低下したと考えられます。
- 特に、見込みよりも実績が大きく下回ったのは、「短期入所」や「就労移行支援」でした。
- 今後は新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前の生活に戻る部分も多いと思われるため、第7期の見込みについては、第5期の実績も考慮します。

### (4) 第7期のサービス見込み量を確保するための方策

- 生活介護は、特別支援学校等の卒業生の主な進路となるサービスであるため、既存施設と連携しながら、定員拡充なども含めた働きかけを行っていきます。
- 自立訓練（機能訓練）は、受傷後の復職を目的とした利用希望が増えており、利用目的や障害特性などを個別に勘案しながら、サービスを必要とする方の利用が進むよう努めていきます。
- 就労継続支援B型は、利用者の目的に沿った事業所選びを支援するため、相談支援専門員等と連携を図ります。
- 短期入所は、家族の急病などの緊急時に利用がしづらい状況があります。「親なき後」の支援を見据えながら、地域生活支援拠点等の整備を検討し、緊急時の受け入れ態勢の強化を図ります。また、緊急時の円滑な利用を促進するため、未利用者に対しては平時から体験利用を勧めます。
- 就労移行支援は、障害の特性に応じた多様なニーズに対応できる提供体制を整備し、就労に結びつくよう努めてまいります。

### 3. 居住系サービス(介護給付・訓練給付等)

#### (1) サービス内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、『介護給付』として実施される「施設入所支援」と『訓練等給付』として実施される「自立生活援助」「共同生活援助(グループホーム)」があります。

サービス	内 容
自立生活援助	居宅で単身などの状況で生活する方に、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

#### (2) 第6期の実績と第7期の見込み

サービス	項 目	見込み ／ 実績	第6期(実績)			第7期(見込み)		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活 援助	利用人数 (人/月)	見込み	1 (精 1)	2 (精 2)	2 (精 2)	3 (精 2)	3 (精 2)	3 (精 2)
		実績	3 (精 3)	6 (精 4)	1 (精 0)	—	—	—
共同生活 援助 (グループ ホーム)	利用人数 (人/月)	見込み	122 (精 28)	123 (精 28)	125 (精 28)	143 (精 33)	149 (精 35)	156 (精 37)
		実績	124 (精 27)	130 (精 29)	137 (精 31)	—	—	—
施設入所 支援	利用人数 (人/月)	見込み	54	55	56	53	53	53
		実績	53	55	53	—	—	—

※ (精 ) は、利用人数のうちの精神障害者の人数

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の項目として精神障害者を計上する

#### (3) 第6期の利用実績について

- 自立生活援助は、平成 30 年度に創設されたサービスであり、本市では令和2年 12 月に事業所が開設されました。利用実績は年度によって増減がありますが、いずれの見込みを上回りました。
- 共同生活援助は、いずれの年度も実績が見込みを上回りました。精神障害者の利用についても、令和 4 年度及び令和5年度は実績が見込みを上回りました。
- 施設入所支援は、年度によって増減があります。

#### (4) 第7期のサービス見込み量を確保するための方策

- 自立生活援助は、市内に事業所が少ないため、安定したサービス提供が依然として難しい状況ですが、単身の在宅生活を支える有効なサービスであるため、既存の事業所と連携してサービス提供の充実に努めます。
- 共同生活援助は、入所施設や長期入院からの地域移行先として利用を促進していきます。今後もニーズ把握に努め、利用希望者が見込みを上回った場合は、新規設置を含めた定員増を検討します。その際には、本市において障害福祉サービスの提供実績がある法人等と連携し、入居者が安全安心な地域生活を営めるよう努めます。
- 施設入所支援は、基本方針として地域移行を推進していきますが、新規入所のニーズも増加傾向にあるため、令和2年度と同程度の利用者数を見込んでいます。

## 4. 相談支援

### (1) サービス内容

「相談支援」には、障害福祉サービスの適切な利用のために作成する「計画相談支援」と入所施設や病院から地域生活への移行を支援する「地域移行支援」「地域定着支援」があります。

サービス		内 容
計画相談支援		障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害者等に対して、障害福祉サービスの有効性を高めるためにサービス等利用計画を作成し、支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者等、児童福祉施設を利用する18歳以上の障害者等に住居の確保、関係機関との調整等、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援	施設や病院等から地域生活に移行又は家族との同居からひとり暮らしを始めた障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や支援を行います。

## (2) 第6期の実績と第7期の見込み

サービス	項目	見込み ／ 実績	第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談 支援	利用人数 (人/月)	見込み	25	27	30	6	7	7
		実績	5	5	6	—	—	—
地域移行 支援	利用人数 (人/月)	見込み	2 (精 1)	2 (精 1)	2 (精 1)	1 (精 1)	1 (精 1)	1 (精 1)
		実績	1 (精 1)	1 (精 1)	0 (精 0)	—	—	—
地域定着 支援	利用人数 (人/月)	見込み	2 (精 1)	2 (精 1)	2 (精 1)	1 (精 1)	1 (精 1)	1 (精 1)
		実績	0 (精 0)	0 (精 0)	0 (精 0)	—	—	—

※ 計画相談支援の令和3年度から令和5年度の実績及び令和6年度以降の見込み量は新規利用者数を記載する

※ (精 ) は、利用人数のうちの精神障害者の人数

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の項目として精神障害者を計上する

## (3) 第6期の利用実績について

- 計画支援相談は、障害者福祉サービス利用者の8割を超える方が使用し、残る2割以下の方がセルフプランを作成しています。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、実績が見込みを下回りました。

## (4) 第7期のサービス見込み量を確保するための方策

- 計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い増えていくことが見込まれます。計画相談支援の質の向上のため、地域自立支援協議会に検討を提案し、専門部会等において研修や人材育成等に取り組みます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、精神科病院に長期入院している精神障害者の退院支援に有効であるため、対象となる方への利用促進を進めるとともに、清瀬市精神保健福祉担当者連絡会を活用し、関係機関との連携体制を強化していきます。



## 第 3 章 障害児支援の充実（第3期障害児福祉計画）

### 1. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

#### (1) サービス内容

障害児支援は、平成 24 年4月から児童福祉法サービスとして実施することになり、第4期障害児福祉計画から数値目標を設定しています。また平成 30 年からは障害児福祉計画として策定することが求められています。

サービス	内 容
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児の心身の状況や保護者の障害児通所支援の利用意向等を勘案し、支援の種類や内容等の計画を作成します。

## (2) 第2期の実績と第3期の見込み

サービス	項目	見込み ／ 実績	第2期（実績）			第3期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達 支援	利用人数 (人/月)	見込み	32	34	36	46	48	50
		実績	42	43	46	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	384	408	432	414	432	450
		実績	397	361	382	—	—	—
放課後等 デイサー ビス	利用人数 (人/月)	見込み	138	140	142	136	137	138
		実績	132	134	135	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	1,656	1,680	1,704	1,768	1,781	1,794
		実績	1,657	1,679	1,750	—	—	—
保育所等 訪問支援	利用人数 (人/月)	見込み	1	1	1	2	2	2
		実績	2	3	2	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	8	8	8	8	8	8
		実績	2	4	8	—	—	—
居宅 訪問型 児童発達 支援	利用人数 (人/月)	見込み	0	0	1	0	0	0
		実績	0	0	0	—	—	—
	利用量 (人日/月)	見込み	—	—	—	0	0	0
		実績	0	0	0	—	—	—
障害児 相談支援	利用人数 (人/月)	見込み	13	15	17	3	4	4
		実績	2	3	3	—	—	—

※ 障害児相談支援の令和3年度から令和5年度の実績及び令和6年度以降の見込み量は新規利用者数を記載する

## (3) 第2期の利用実績について

- 児童発達支援は、実績が見込みを上回り、年度ごとに利用が増えました。
- 放課後等デイサービスは、実績が見込みを下回りましたが、年度ごとに利用は増えました。
- 保育所等訪問支援は、利用量が増加し、令和5年度の実績は見込みどおりとなりました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありませんでした。これは外出が困難な重度の障害児のみが対象であること、また、市内に事業所がないことによります。
- 障害児相談支援は、障害児福祉サービス利用者の9割の方が使用し、残る1割の方がセルフプランを作成しています。

#### (4) 第3期のサービス見込み量を確保するための方策

- 児童発達支援は、市内では清瀬市子どもの発達支援・交流センター及び日本社会事業大学附属子ども学園が提供しており、通所児童やその家族への支援を行う療育の場となっています。今後もこの提供体制の維持に努めます。
- 放課後等デイサービスは、市内に8か所あり、障害のある児童の放課後や長期休暇中の療育と居場所になっています。今後も利用ニーズに注視するとともに、地域自立支援協議会の子ども部会での研修などを通して、支援の質の向上に努めます。
- 保育所等訪問支援は、市内では日本社会事業大学附属子ども学園が提供しており、今後もこの提供体制の維持に努めます。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供する事業所がないため、市外事業所との連携に努め、利用希望者へのサービス提供体制事業所の利用調整に努めます。
- 障害児相談支援は、障害児通所支援等の利用者の増加に伴い増えていくことが見込まれるため、相談支援事業所の新規指定を進めます。また、地域自立支援協議会の相談支援部会を開催し、相談支援専門員のスキルアップを図ります。

## 2. 発達障害者に対する支援

### (1) サービス内容

発達障害に起因する困りごとの解決のためには、早期発見・早期支援が欠かせず、幼少期から保護者等が子どもの発達障害の特性を理解することが大切です。

サービス	内 容
家族のスキル向上支援事業	保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングを行います。 ペアレントプログラムとは、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしたプログラムです。 ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。
ピアサポート推進事業	同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場を提供します。

## (2) 第2期の実績と第3期の見込み

サービス	項目	見込み ／ 実績	第2期（実績）			第3期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（家族のスキル向上支援事業）	利用人数 （人/年）	見込み	10	10	10	13	13	13
		実績	13	30	3	—	—	—
ピアサポートの活動への参加人数（ピアサポート推進事業）	利用人数 （人/年）	見込み	6	6	6	6	6	6
		実績	7	4	8	—	—	—

※ 家族のスキル向上支援事業の利用人数は、各回利用者の合計とした。

## (3) 第2期の利用実績について

- 家族のスキル向上支援事業及びピアサポート推進事業は第2期から活動指標となった。なお、令和5年度は会を実施中であり、現在（令和5年 10 月末時点）の利用人数は、3名となっている。
- 家族のスキル向上支援事業は、実績が利用を上回りました。
- ピアサポート推進事業は、年度によって増減がありました。

## (4) 第3期のサービス見込み量を確保するための方策

- 清瀬市子どもの発達支援・交流センターが、家族のスキル向上支援事業として「ペアレントグループ」、ピアサポート推進事業として「保護者交流会」を開催しています。
- ペアレントグループでは、保護者等が発達の特性を理解し、親子がストレスを感じない声かけや伝え方を学ぶ機会を創出しています。
- 保護者交流会では、通園（児童発達支援）児の保護者が子どもにあった学校・学級の選択について考えるため、通園を卒園した児童の保護者を招き、自身の経験談などの懇談を通して就学のイメージを具体化する機会を創出しています。
- 今後も効果的な手法や対象者を適宜見直しながら、同様の取り組みを同規模で継続実施し、発達障害児及び家族等を支援します。

## 第 4 章 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害のある方の地域生活を支援するため地域の实情に応じて市町村が「障害者総合支援法」第 77 条及び 78 条に基づいて実施する事業です。

### 1. サービスの内容

事業名	内 容	
1. 理解促進研修 ・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、教育・福祉・地域等と連携しながら理解の促進に向けた、広報・啓発活動を行います。	
2. 自発的活動支援事業	障害のある方もない方も共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者等やその家族、地域住民等の地域における自発的な活動を支援します。	
3. 相 談 支 援 事 業	障害者相談 支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題に対して、本人、保護者、介護者等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。
	基幹相談支援セン ター等 機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援専門員に対する助言指導、人材育成を担うことで、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等 支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。
4. 成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する際、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や報酬の支払いが困難な場合に助成します。	
5. 成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害等のある方の権利擁護を図ります。	
6. 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	

事業名		内 容
7. 手話奉仕員 養成研修事業		聴覚障害と聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術を習得し、災害時や日常生活のさまざまな場面で聴覚障害者の地域生活を支援する手話奉仕員の養成を行います。
8. 日常生活用具 給付等事業		在宅の障害者等の日常生活上の便宜を図るため支給します。支給する種類は「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修費）」「その他」の7種類です。
9. 移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行い、地域における自立した生活と社会参加を促進します。
10. 地域活動支援 センター機能 強化事業		創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。
11. そ の 他 の 事 業	生活サポート事業	障害支援区分の認定を受けていない障害者等に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、見守りや家事援助等を行います。
	自動車運転免許取得費助成事業	一定の条件を満たす身体障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある障害者等に、その改造費の一部を助成します。
	重度身体障害者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の重度障害者等に緊急通報システム機器を貸与し、家庭内の緊急事態発生時に民間受診センターに通報する態勢を整備します。
	日中一時支援事業	障害のある方などに日中の活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。

## 2. 第6期の実績と第7期の見込み

サービス	項目	見込み ／ 実績	第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
1. 理解促進研修・啓発事業	有無	見込み	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	－	－	－
2. 自発的活動支援事業	有無	見込み	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	－	－	－
3. 相談支援事業								
障害者相談支援事業	箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	－	－	－
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所数	見込み	0	0	0	0	0	1
		実績	0	0	0	－	－	－
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	箇所数	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	－	－	－
4. 成年後見制度利用支援事業	利用人数 （件/年）	見込み	2	2	2	1	1	1
		実績	1	1	1	－	－	－
5. 成年後見制度法人後見支援事業	有無	見込み	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有	－	－	－
6. 意思疎通支援事業								
手話通訳者派遣事業	利用件数 （件/年）	見込み	108	130	154	110	110	110
		実績	83	102	78	－	－	－
	利用人数 （人/年）	見込み	12	13	14	12	12	12
		実績	13	12	10	－	－	－
要約筆記者派遣事業	利用件数 （件/年）	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	0	－	－	－
	利用人数 （人/年）	見込み	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	0	－	－	－
7. 手話奉仕員養成研修事業	受講者数 （人/年）	見込み	15	15	15	15	15	15
		実績	10	16	16	－	－	－

サービス	項目	見込み ／ 実績	第6期（実績）			第7期（見込み）			
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
8. 日常生活用具給付等事業	利用件数 （件/年）	見込み	2,049	2,049	2,049	1,000	1,000	1,000	
		実績	961	934	634	－	－	－	
	介護・訓練 支援用具	利用件数 （件/年）	見込み	6	6	6	9	9	9
			実績	3	14	9	－	－	－
	自立生活支 援用具	利用件数 （件/年）	見込み	12	12	12	7	7	7
			実績	8	7	6	－	－	－
	在宅療養等 支援用具	利用件数 （件/年）	見込み	10	10	10	6	6	6
			実績	11	4	2	－	－	－
	情報・意思 疎通支援用 具	利用件数 （件/年）	見込み	18	18	18	7	7	7
			実績	8	7	2	－	－	－
	排せつ管理 支援用具※	利用件数 （件/年）	見込み	2,000	2,000	2,000	900	900	900
			実績	929	899	611	－	－	－
	居宅生活動 作補助用具	利用件数 （件/年）	見込み	2	2	2	4	4	4
			実績	2	3	6	－	－	－
	その他	利用件数 （件/年）	見込み	1	1	1	0	0	0
			実績	0	0	0	－	－	－
9. 移動支援事 業	利用人数 （人/月）	見込み	140	143	145	120	120	120	
		実績	121	107	63	－	－	－	
	利用時間 （時間/月）	見込み	1,260	1,287	1,305	800	800	800	
		実績	857	770	639	－	－	－	
10. 地域活動支 援センター 機能強化事 業	箇所数	見込み	2	2	2	2	2	2	
		実績	2	2	2	－	－	－	
11. その他の事業									
生活サポ ート事業	利用人数 （人/年）	見込み	10	10	10	10	10	10	
		実績	12	10	9	－	－	－	
自動車運転 免許取得費 助成事業	利用人数 （件/年）	見込み	1	1	1	1	1	1	
		実績	0	1	0	－	－	－	
自動車改造 費助成事業	利用人数 （件/年）	見込み	1	1	1	1	1	1	
		実績	0	0	1	－	－	－	
重度身体障 害者等緊急 通報システ ム事業	利用人数 （件/年）	見込み	3	3	3	2	2	2	
		実績	3	3	2	－	－	－	
日中一時 支援事業	利用人数 （人/月）	見込み	32	33	34	22	22	22	
		実績	20	23	21	－	－	－	

※ 排せつ管理支援用具について、現在は2か月に1回実施している



### 3. 第7期のサービス見込み量を確保するための方策

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

- 障害者週間(12月3日～9日)に市報の特集記事、市内障害者施設の紹介、作品の展示や販売などを通して、地域社会の理解と交流を促進します。外見からわかりづらい発達障害、高次脳機能障害や難病については、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進するため、ヘルプマークやヘルプカードの普及を図ります。

#### (2) 自発的活動支援事業

- 手話サークルの活動や高次脳機能障害者家族会、視覚障害者・身体障害者等の当事者団体の活動を支援します。また、きよせボランティアセンターに登録する団体等の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。

#### (3) 相談支援事業

##### ① 障害者相談支援事業

- 本市では「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」(主に身体障害と知的障害)と「社会福祉法人 椎の木会」(主に精神障害)に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

##### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

- 本市では、市障害福祉課や相談支援事業所などが緊密に連携し、基幹相談支援センターの役割と機能を担ってきました。今後は、本市における相談支援の充実を視野に入れながら、より効果的な相談支援の在り方について検討します。

##### ③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

- 本市では「社会福祉法人 椎の木会」に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

- 本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」が関係機関と連携しながら事業を進めています。毎年、成年後見制度の利用実績があり、今後も制度の利用促進について検討してまいります。
- 引き続き成年後見制度の充実・推進に向けて取り組めます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」において、市民後見人の養成、法人後見監督の実施及び市民後見人の活動支援を行っており、今後も継続実施します。

## (6) 意思疎通支援事業

### ① 手話通訳者派遣事業

- 市登録手話通訳者の新規登録を進め、手話通訳者の確保に努めます。

### ② 要約筆記者派遣事業

- 本市では、東京手話通訳等派遣センターに委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

- 本市では、清瀬市社会福祉協議会に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

## (8) 日常生活用具給付等事業

- 社会環境の変化や、用具開発の状況等を踏まえ、適時に日常生活用具の支給品目の見直しを行います。

## (9) 移動支援事業

- ヘルパー不足により利用者の需要に対応できない状況が見込まれたため、令和2年度にヘルパー養成研修を開催しました。今後もサービス需要の動向に注視しながら、ヘルパー不足により利用者の需要に対応できないことがないよう、サービス需要の動向に注視しながら、人材確保に努めます。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

- 本市では、「社会福祉法人 清瀬わかば会」(主に身体障害と知的障害)「社会福祉法人 権の木会」(主に精神障害)に委託して事業を実施しており、今後も継続実施します。

## (11) その他の事業

- 現在の提供体制を維持しながら、利用対象となる方にはサービスの周知を行い、必要な方にサービスが行き届くよう努めます。
- 日中一時支援事業については、令和5年4月現在4事業所が登録されており、今後のニーズについて動向を把握した上で適時に新規事業所登録を進めてまいります。

## **第4部**

### **計画の円滑な運営に向けて**



# 1. 計画の円滑な運営に向けて

市では、計画の円滑な運営に向けて、以下の取り組みを実施します。

## (1) 理解促進・重点項目の推進

### ① 継続的に理解促進等を図る事項

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、市民の理解促進に努めます。

また、本計画の実施を通じて実現を目指す「地域共生社会」の理念や、障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する理解を深め、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、「社会的障壁の除去」を進め、合わせて「自己実現の支援」を行ってまいります。

### ② 重点的に周知し取り組む事項

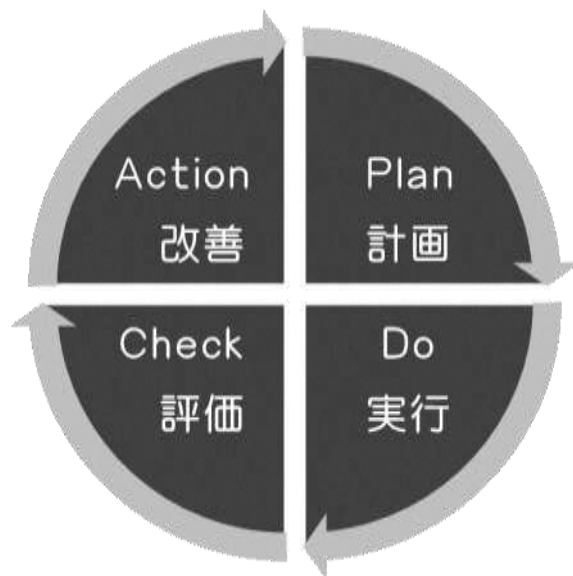
だれもが気兼ねなく相談できる窓口を置き、これを周知することで、乳幼児期から各ライフステージに応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携やネットワークの充実に努めます。

また、制度の狭間にいる方やサービス未利用者に対しても、一般相談支援事業所で受ける相談などを通して、ニーズを把握するとともに充実した支援体制を構築していきます。「親なき後」を見据えた体制づくりである地域生活支援拠点等の整備を図ります。

## (2) 計画の進行管理

「障害福祉計画」ならびに「障害児福祉計画」の評価については既に年1回、地域自立支援協議会において実施しており結果を公表しています。これからもPDCAサイクルによる分析・評価を行い、地域自立支援協議会に意見を求めるとともに、今後の社会事情の変化や新たな国・都の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行い、事業の一層の充実に努めていきます。

## PDCAサイクルのイメージ



Plan (計画)	成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保の方法や方策等を定めます。
Do (実行)	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
Check (評価)	成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析評価を行います。 その結果について地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、公表します。
Action (改善)	中間評価等の結果を踏まえ、必要があるときは、計画の見直し等を実施します。

### (3) サービス利用者の権利を守るために

適切なサービス提供等により日々の安心した生活が送れるよう、以下のような施策により対応します。

#### ① サービス利用に対する不服がある場合

障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができます。

障害支援区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、福祉サービス運営適正化委員会(東京都社会福祉協議会)が苦情処理機関として位置づけられています。

## ② 権利擁護体制の充実

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所へ申立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本計画においては、地域生活支援事業において「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」を実施し、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

また、「きよせ権利擁護センター あいねっと」(社会福祉協議会)では、支援を必要とする人の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常金銭管理」「書類などの預かりサービス」等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しており、市ではこれら各種サービスの案内や紹介を適切にすすめ、権利擁護体制の充実に努めます。

## ③ 障害のある人等に対する虐待の防止

「障害者虐待防止法」は、虐待により障害者の権利や尊厳が脅かされ、自立と社会参加を妨げることを防ぐ法律です。虐待を受けている障害者本人だけではなく、虐待をしてしまう家族など養護者への支援が定められ、虐待に気づいた人の通報に伴う立ち入り調査や一時保護が可能であることを規定しています。

市では、障害福祉課に虐待防止センターを設置し、通報や届出があった場合は、速やかにコア会議を開催し、対応方針、初動対応、緊急性の判断、事実確認等を行っております。また、地域自立支援協議会の専門部会である権利擁護・差別解消部会において、障害者週間での市民に対する啓発活動を行っております。さらに、関係機関に対しては、虐待防止研修を開催することで、虐待の未然の防止に取り組んでおります。本研修を通じて、地域支援者のネットワーク形成を構築し、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、早期発見・早期解決を目指して相談しやすい環境づくりに努めます。

## (4) サービスの質の確保

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

市民にはこうした評価結果の周知を図る一方、サービス提供事業者には福祉サービス第三者評価の受審や、都などが実施するサービス従業者研修などの情報を伝え、サービスの向上と質を確保します。





# 第5部

# 資料



# 1. 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱

平成 23 年 5 月 12 日訓令第 24 号

改正

平成 24 年 3 月 27 日訓令第 20 号

平成 25 年 3 月 29 日訓令第 23 号

平成 27 年 3 月 30 日訓令第 16 号

平成 29 年 8 月 25 日訓令第 54 号

令和 2 年 10 月 22 日訓令第 76 号

令和 3 年 3 月 25 日訓令第 30 号

令和 5 年 3 月 31 日訓令第 40 号

## 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会運営要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、清瀬市における障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定に向け、市長の諮問に基づき調査及び検討させる清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し、必要な事項の調査及び検討を行い、原案を作成して市長に報告する。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員 10 人以内を市長が委嘱して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域の障害福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見、助言等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第 2 条に規定する報告をしたときまでとする。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉子ども部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日訓令第20号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第23号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令第16号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日訓令第54号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月22日訓令第76号)

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日訓令第30号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第40号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 計画策定委員会委員名簿

◎委員長      ○副委員長 (五十音順、敬称略)

	氏名	団体等	職名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

### 3. 計画策定委員会開催概要

	開催日	主な内容
第1回	令和5年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員改選</li> <li>・諮問</li> <li>・障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の規定について</li> <li>・障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の年間予定について</li> <li>・近年の動向ならびに当市の現況</li> <li>・障害者計画ならびに障害（児）福祉計画について</li> <li>・令和4年度実施アンケート調査の概要説明</li> </ul>
第2回	令和5年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の全体構成</li> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標の達成状況報告</li> <li>・市民ヒアリングの実施計画</li> </ul>
第3回	令和5年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画に関する基本的理念</li> <li>・基本理念を支える考え方</li> <li>・計画の体系、施策、実施事業の検討</li> </ul>
第4回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の重点施策・数値目標の検討</li> <li>・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のサービス見込み量の検討</li> <li>・計画の円滑な運営について</li> </ul>
第5回	令和5年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の確認</li> <li>・今後の策定スケジュール</li> </ul>

### 4. パブリックコメント及び市民説明会の実施

パブリックコメント	
公表対象	清瀬市障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）
期間	令和6年1月9日～令和6年1月29日
公表対象の閲覧方法	ホームページ、市内各公共施設

市民説明会	
実施期間	令和6年1月9日～令和6年1月29日
実施場所	市ホームページ（オンラインによる動画説明）
内容	「清瀬市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について」

## 5. 用語解説

### あ

#### 愛の手帳（あいのでちょう）

知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分されます。

なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

（関連用語：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

### か

#### 介護給付（かいごきゅうふ）

障害者総合支援法に定められたサービスのうち、在宅で訪問により受けるサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護等）、通所施設等で受けるサービス（療養介護・生活介護）、住まいの場で受けるサービス（施設入所支援）を指します。

### き

#### 共生社会（きょうせいしゃかい）

子ども・高齢者・障害者など全ての人々がいきいきと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。

#### 強度行動障害

##### （きょうどうこうどうしょうがい）

強度行動障害とは、精神科的な診断によるものではありません。直接的な他害（噛みつき、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持当）、自傷行為等が、通常では考えられない頻度と形で現れるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。障害特性と環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障害をより強いものにしていて考えられています。

#### 緊急通報システム

##### （きんきゅうつうほうしすてむ）

居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防庁等へ通報できるシステムです。ひとり暮らしの重度身体障害者等や、ひとり暮らし等の高齢者の世帯に端末機を設置します。

### く

#### 訓練等給付（くんれんとうきゅうふ）

障害者総合支援法に定められたサービスのうち、機能回復や就労をめざすために、住まいの場として受けるサービス（共同生活援助等）や、通所により利用するサービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を指します。

### け

#### ケアマネジメント

厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活を支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としています。

#### 権利擁護（けんりようご）

知的障害や精神障害、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある方に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。

### こ

#### 高次脳機能障害

##### （こうじのうきのうしょうがい）

脳卒中などの病気や交通事故等により、脳の一部がキズ（損傷）を受けると、その損傷部位により特定の症状が出ます。注意・思考・記憶・言語などの認知機能や、感情・意欲及び社会的行動の障害などで、これらの障害により、社会生活に困難をきたしている方々がいます。

外見上は障害が目立たないため、周囲の人から理解されにくく、本人も自分の障害を認識することが難しい特徴があります。

### 合理的配慮（ごうりてきはいいりよ）

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されます。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められます。この合理的配慮は、個別のケースで内容・方法が異なりますが、典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することがあげられます。

## し

### 市民後見人（しみんこうけんじん）

後見業務を担っている親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見等業務を担う人のことです。

### 社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある人への偏見など）などがあげられます。

### 社会福祉協議会

（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。通常、「社協」と呼ばれています。

### 生涯学習（しょうがいがくしゅう）

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ

活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習を言います。

### 身体障害者手帳

（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。手帳の交付対象となる障害の範囲は、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までの区分が設けられています。（ただし、7級の障害が一つのみでは手帳の対象にはなりません。）（関連用語：愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）

## す

### ストーマ装具（すとーまそうぐ）

ストーマは、ギリシャ語で「口」を意味し、転じて「手術によって腹壁に造られた排泄口」を指します。ストーマ装具には、消化器系と尿路系があります。直腸や膀胱などの疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。

## せ

### 精神障害者保健福祉手帳

（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に、様々な支援策が講じられます。障害の程度により1級から3級までの区分があります。（関連用語：愛の手帳、身体障害者手帳）

### 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定に不安がある方について、その不十分な判断能力を補い、本人の権利が守られるようにする制度です。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「後見補佐」「後見補助」の3類型に分かれています。

## た

### 第三者評価（だいさんしゃひょうか）

市民の良質なサービスの選択や事業者の自己改善を促していくために、東京都が認定した評価機関（第三者）が実施する福祉サービスの評価事業です。

## ち

### 地域活動支援センター

（ちいきかつどうしえんせんたー）

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び、社会的交流の促進を図る等、必要なサービスを適切かつ効果的に行うための場所です。

### 地域生活支援事業

（ちいきせいかつしえんじぎょう）

指定障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」があります。地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施されるものです。

### 地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき市区町村が策定する計画で、清瀬市では平成15年3月に地域福祉計画をはじめとする5つの分野の個別計画の性格を併せ持つ清瀬市保健福祉総合計画として策定されています。

## つ

### 通級指導学級

（つうきゅうしどうがっきゅう）

通常の学級に在籍し、その学級の学習に概ね参加できるが、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの障害に応じた特別な指導も並行して受ける必要がある児童・生徒が、特別な教育課程によって指導を受ける学級のことです。

## と

### 特別支援学校（とくべつしえんがっこう）

視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児又は病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のことです。

### 特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことです。

### 特別支援教室（とくべつしえんきょうしつ）

学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)・高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室のことです。

## な

### 難病（なんびょう）

難病は医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して用いられてきた言葉で、時代や医療水準、社会事情によって変化します。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される難病を指定難病と言います。

## は

### 発達障害（はったつしょうがい）

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。



## バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリー Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。

## ひ

### 避難行動要支援者登録制度 (ひなんこうどうようしえんしゃとうろくせいど)

万が一の災害発生時に自力での避難が困難な方や、日常的に見守りなどが必要な方で、登録を希望される方について、名簿を作成します。その名簿を市民の防災を担う支援組織と共有し、平常時や災害時の安否確認や支援に役立てるための制度です。

## ほ

### 法定雇用率 (ほうていこようりつ)

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。

### 補装具 (ほそうぐ)

身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義肢、装具、車いすなどがあります。

## ゆ

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすい、使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン(計画・実施)するという考え方です。

## よ

### 要約筆記 (ようやくひっき)

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある人に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきています。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記者が行います。

## ら

### ライフステージ

障害者(児)の自立と社会参加を促進するために、人間の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階を言います。それぞれの段階を通じて、必要とする療育や教育、保健・医療・福祉サービス、就労・生活環境等の調整を図ることにより、地域において適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みを推進することが求められています。

## り

### リハビリテーション

昭和57年の国連による定義に、「身体的、精神的、かつまた社会的にもっとも適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセス」とあります。ここでは、歩行能力やその他運動機能面に障害のある方に対して、身体機能や生活動作の維持・改善や復職等をめざして理学療法士が個別支援計画に基づき機能訓練やアドバイス等を行うことです。

### 療育 (りょういく)

障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育です。

## れ

### レスパイト

障害のある人などを在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的に、一時的に介護を代替し、休息等を図ってもらうことです。

